

平成27年第2回

三重県議会定例会会議録

(9 月 30 日)
(第 12 号)

平成27年第2回

三重県議会定例会会議録

第12号

○平成27年9月30日（水曜日）

議事日程（第12号）

平成27年9月30日（水）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山内	道明
5	番	山本	里香
6	番	岡野	恵美
7	番	倉本	崇弘
8	番	稲森	稔尚
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典

12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	森野	真治
25	番	杉本	熊野
26	番	藤田	宜三
27	番	後藤	健一
28	番	稲垣	昭義
29	番	北川	裕之
30	番	村林	聡人
31	番	小林	正男
32	番	服部	富児
33	番	津田	健規
34	番	中嶋	年介
35	番	奥野	英広
36	番	今井	智隆
37	番	長田	隆尚
38	番	館	直人
39	番	日沖	正信

40	番	前 田	剛 志
41	番	舟 橋	裕 幸
43	番	三 谷	哲 央
44	番	中 村	進 一
45	番	青 木	謙 順
46	番	中 森	博 文
47	番	前 野	和 美
48	番	水 谷	隆
49	番	山 本	勝
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥 井	隆 男
書 記 (事務局次長)	原 田	孝 夫
書 記 (議事課長)	米 田	昌 司
書 記 (企画法務課長)	佐々木	俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課主幹)	中 村	晃 康
書 記 (議事課主査)	藤 堂	恵 生

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	植 田	隆
危機管理統括監	渡 邊	信一郎

防災対策部長	稲垣 司
戦略企画部長	竹内 望
総務部長	稲垣 清文
健康福祉部長	伊藤 隆
環境生活部長	高沖 芳寿
地域連携部長	福田 圭司
農林水産部長	吉仲 繁樹
雇用経済部長	廣田 恵子
県土整備部長	水谷 優兆
健康福祉部医療対策局長	佐々木 孝治
健康福祉部子ども・家庭局長	岡村 昌和
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺 将隆
地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	亀井 敬子
雇用経済部観光局長	田中 功
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	西城 昭二
企業庁長	松本 利治
病院事業庁長	加藤 敦央
会計管理者兼出納局長	中川 弘巳
教育委員会委員長	前田 光久
教 育 長	山口 千代己
公安委員会委員	山本 進
警察本部長	森元 良幸
代表監査委員	福井 信行
監査委員事務局長	小林 源太郎

人事委員会委員	降 旗 道 男
人事委員会事務局長	青 木 正 晴
選挙管理委員会委員	川 端 康 成
労働委員会事務局長	田 畑 知 治

午前10時0分開議

開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（中村進一） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。47番 前野和美議員。

〔47番 前野和美議員登壇・拍手〕

○47番（前野和美） おはようございます。津市選出の前野和美でございます。

議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきたいと思います。

その前に、知事、大変御苦労さまでございました。アメリカのニューヨークで、ジェットロ主催の経済セミナーに御参加をされるということで、私の質問がちょっと延びたんですけれども、今日こうしてさせていただくことになりましたので、御苦労さまでございました。

安倍総理も向こうに行かれているようで、政府専用機で一緒に行かれるのかなと楽しみにしておりましたんですが、なかなかそれはかなわなかったようございまして、一緒に行かれていたらまた大きなニュースになったのかなと、楽しみにして映像を見ていたんですが、そうでもなかったようござい

いますが、また、明日その成果は発表されるということでございますので、今日はそのことについては触れないで、とにかく無事に帰られたことをお喜び申し上げたいと思います。

それでは、まず、通告させていただきました1点目の三重県生活衛生指導センターの役割と活動についてということで質問をさせていただきたいと思っております。

県民の日常生活に密接に関係のある生活衛生関係営業について、厚生労働省が所管をする生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律という、少し長い名前の法律があります。

法律上18の営業、業種があり、これらの営業に対して主として指導監督のために保健所への届出が義務づけられており、その保健所の指導監督のもとにあります。一方で、この18の生活衛生関係営業については、それぞれの組合が各県に業種ごとに一つに限って、生活衛生同業組合、いわゆる生衛組合の設置が認められております。

三重県では、13業種がそれぞれ生活衛生同業組合を設置して、国民、県民の日常生活に不可欠なサービスを提供していただいております。

その会員ですが、（パネルを示す）これが生衛組合をつくっていただいております組織でございまして、まず、床屋やパーマ屋、それから、公衆浴場、ホテル、旅館、クリーニング、社交飲食店、それから飲食店、料理店、すし店、喫茶店、麺類店、興行場、食肉販売店等、県民の皆さんの日ごろの生活に密接にかかわるお店、営業でございます。

また、その経営状態が悪くなりますと、ややもすると衛生面、安全面における事故が起きて、食中毒をはじめ、県民生活に悪影響が生じる懸念があるため、その経営の安定、振興を図るため、日本政策金融公庫による生活衛生関係業者向けの融資制度などが設けられているところでございます。

こうした生活衛生関係営業、いわゆる生衛業に対して、保健所業務を補完する形で、生衛業者に対して、衛生管理セミナーをはじめ、環境対策、食材の不適切表示問題、バリアフリー研修等々を行っているのが公益財団法人三

重県生活衛生営業指導センターであります。

県のクリーニング師研修の受託機関にもなっておりまして、指導センターでは、生衛業者が日本政策金融公庫の融資を受ける際には事前に融資相談に乗ったり、中小企業診断士による経営相談をしたりして、経営相談にも応じております。

指導センターではこの組合を通じて各事業者のサポートを行っており、平成25年12月には、三重県知事と13業種の生衛組合、そして指導センターの間で大規模災害時の帰宅困難者支援の協定締結が行われましたが、これも指導センターのイニシアチブによるものと聞いております。

それで、このような表示があります。（パネルを示す）このような表示は各お店に掲げられておりまして、わずかでも県民の役に立とうと生衛業の皆さん方が努力をされている姿が、こういう形で表示されております。

三重県は、各方面からたくさんの観光客が来ていただく観光立県でもあります。来県者に対するおもてなしの心と同じく、安全・安心なサービスの提供は生衛業に携わる皆さんの不断の努力により培われ、絶対な信頼となって築き上げられた結果、それが美し国と言われるゆえんでもあります。

来年は、世界の主要国が参加する伊勢志摩サミットが開催されます。世界に日本を売り出すためにも、安全・安心の警備も重要であります。何よりも、古来より、山の幸や海の幸、魚、野菜が魅力で、みけつ国として知られてきました。今なお食文化に信頼を得てきておりますのも、指導センターを中心に生衛業の皆さん方の努力の結果だとも言えると思います。

また、この指導センターは各県に一つ設置をされていますが、全国でも三重県の指導センターの取組は高く評価をされておるやに聞いておりますが、毎年の予算削減で、もはやその活動も、限界状態であるとも伺っております。

それで質問させていただきますが、1番目として、県当局はこの三重県生活衛生営業指導センターの必要性と役割をどのように受けとめておられるのか、確認をさせていただきたいと思います。

二つ目としまして、三重県生活衛生営業指導センターが設立をされる際の

財源の内訳となった根拠、これを教えていただければと思います。

以上2点についてお尋ねをいたしますので、よろしくをお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 公益財団法人三重県生活衛生営業指導センターは、伊勢志摩サミットにおいても協力を求めることになるので、その必要性と役割ということについて私のほうから答弁させていただきます。

三重県生活衛生営業指導センターは、設立以来、県内の旅館業や飲食店営業をはじめ、理容業、美容業、公衆浴場業等の生活衛生関係営業の経営や融資の相談を行うなど、県民の日常生活に極めて深い関係のあるそれらの衛生水準の維持向上に関し、大変重要な役割を担っていただいているところであります。

また、サミット開催に向けまして、同センターは伊勢志摩サミット三重県民会議の会員として新たに御参画いただくこととなり、旅館業や飲食店営業などの衛生水準の維持向上や安全で安心なサービスの提供について、一層の取組を進めていただけるものと考えております。

さらに、同センターには、旅館業や飲食店営業をはじめ、理容業、美容業、公衆浴場業等の幅広い生活衛生関係営業の皆様方と一体となって、県内全域でサミットを盛り上げていただくとともに、サミット後においてもこの経験を生かし、レベルアップしたサービスを提供することで、三重ならではのおもてなしを国内外に発信し誘客につなげるなど、一過性に終わらない取組をしていただけるものと大いに期待しております。

また、この生衛業の皆さん方は本当に、地域においてそれぞれ、いろんな地域のお祭りとか、あるいは地域の振興に大変、重要に深くかかわっていただいている方々が多い皆さんですので、そういう皆さんの経営が傾いていったりすると、地域の担い手が失われていく、そういうことにもなるかと思っておりますので、私としましては、県としましても大変、地域を支える重要な事業者の皆さんだという認識でありますので、これからもしっかりと意見交換をしながら支援してまいりたいと思います。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 設立の経緯ということで御質問をいただきました。

設立の経緯につきましては必ずしも、収入の部分とか、明らかになっていない部分もございますけれども、先ほどもございますように、生活衛生関係営業の健全化とか振興を通じまして、衛生水準の維持向上、利用者、あるいは消費者の利益の擁護を図るということで、県のほうも40%出資をさせていただきますして、収入のほうですけれども、設立目的でございます相談指導等の事業と、それに対する、国、県を通じてでございますけれども、補助、これは経営指導員の人件費、それから事業費でございますけれども、その収入を中心として運営されるということで設立されたというふうに認識しているところでございます。

〔47番 前野和美議員登壇〕

○47番（前野和美） 御答弁をいただきました。

十分、知事のほうでは生活衛生関係営業に対する認識を強く、深く持っていておられるということを確認いたしましたので、大変ありがたく思っております。

ただ、これから生活衛生営業指導センターが果たす役割というものも生衛業の皆さん方に深くかかわる課題でもございますので、ぜひ、生活衛生営業指導センターが運営をしていくために、これもひとつ支援をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

今お話がありましたように、経営指導員、現在三重県の指導センターは2.25人という経営指導員になっております。2人は常勤であります、1人は、パートというか、そういう形になっております。1人の事務員の職員がおっていて運営をされているんですが、全国的な規模で見えますと、三重県の類いのよく似た規模の指導センターの状況を見えますと、経営指導員が3人きちっと定着して、おっていて、事務員が1人いるという体制が組まれておりますが、三重県の場合は今申し上げたように2.25人とい

うことで若干不足をしておりますので、これからもしっかりと、食品衛生、あるいはいろんな環境衛生に携わってもらう一番重要な機関でございますので、その辺十分御配慮いただきまして、しっかりと指導センターを育てていただきますようお願いを申し上げてこの項は終わりたいというふうに。

ちなみに、申し上げますが、3名と1名体制という全国の指導センターは、47都道府県中、今33県がそういう形をとっておられますし、そのうちでも13の生活衛生同業組合を持っているという県は非常に数少ないんですが、三重県は13の生衛業の組合を持っているという、本当にしっかりとした活動をしてみえますので、ひとつぜひよろしくようお願い申し上げたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

それでは、二つ目の地域包括ケアシステムの取組と課題についてということで御質問をさせていただきたいと思います。

2015年、団塊世代が高齢者の仲間入りですが、私もその1人でございまして、団塊世代、800万人とも言われる人たちが後期高齢者に達する2025年問題は、避けて通れない超難解な課題として取り組んでいかなければならないのであります。

私も病気をしないように頑張りますが、10年で後期高齢者の仲間入りですので、その時点での生活設計というものを十分考えて、準備をしておかなければならないなというふうにも考えております。余り今までこんなことを考えたことはなかったんですが、生身の体ですからいつどんな形で医療や介護のお世話にならないとも限りませんので、しっかりと頑張って、病気をしないように頑張りたいなというふうに思います。

私ごとはこれぐらいにしまして質問に戻りますが、国ではこうした見通しのもと、高齢化に伴う介護、医療を取り巻く問題をうまく乗り越えていこうと、地域包括ケアシステムの推進を打ち出しました。

地域包括ケアシステムの最大のポイントは、高齢者が住みなれた地域で、介護や医療、生活支援サポートやサービスを受けられるよう、市町が中心となり、住まい、医療、介護、生活支援、介護予防を包括的に体制整備するこ

とになります。

健康福祉部の長寿介護課を中心に、29市町の福祉担当者を中心に地域ケア会議を立ち上げ、地域包括ケアシステムの構築に向けた状況把握を終えられたと聞いております。様々な角度から高齢化時代を乗り切る話し合いが進んでいるものと理解をしております。

地域包括ケアシステムをうまく運用していくには、医療機関や介護施設の協力なくして成り立ちませんが、医師不足や現役看護師の不足など、課題は尽きません。看護師等の人材確保の促進に関する法律が改正をされまして、復職支援の強化が図られるようになります。現行の無料職業紹介事業に加え、離職後、求職者になる前の段階から支援できるよう、ナースセンターの業務が追加をされ、ナースセンター事業として、本年10月より看護職が離職時にナースセンターに届け出る制度が始まることになりました。

届出をした看護師等へのきめ細かな相談、情報提供、研修案内等、きめ細かく支援をして、できるだけ早い就業に結びつけられるよう取り組むこととなっております。

まず、1点目の質問ですが、この事業に取り組むためには、現在の三重県ナースセンターの職員は、センター長1名、事務員が1名、3名のパート相談員がおられます。現在の3名のパート相談員は、ハローワークや介護施設等の訪問に追われてナースセンター事業が手薄で、届出制度や再就職のマッチングなどをこなすには正規職員の増員が必須の課題となります。

消費増税財源の財政支援基金900億円が準備されていると聞いておりますが、三重県看護協会の三重県ナースセンターでは正規職員増員に向けて検討がされていると伺っていますが、県としてはこの支援策は考えておられるでしょうか。お尋ねをいたしたいと思います。

2点目ですが、現在の三重県ナースセンターは、三重県看護協会の別館の一部を使用して相談業務に対応されています。しかし、個室の相談室がなくして全て一つの部屋で相談を受けているため、相談者を待たせたり、相談者のプライバシーが守れなく、相談内容が筒抜け状態であります。

相談業務を強化するための財政支援を含めた予算措置が可能かどうか、また、検討されているのかどうか、お尋ねを申し上げます。

3点目は、地域包括ケアシステムの体制が整い、地域包括ケアに向けた取組に共通するのは、自助、互助、共助、公助という考え方でございますが、介護予防に取り組み、健康寿命を延ばす、いわゆる自助、家族、親戚、地域で暮らしを助け合う互助、介護保険・医療保険サービスの利用による共助、そして、生活困窮者への対策として生活保護支給等による公助という考え方にに基づきまして、地域全体で、医療や介護、行政との垣根をなくして、2025年までには一定の成果を出すことが求められております。

しかし、一方では、高齢化の進展や過疎化による状況など、地域の取組によってサービスに格差が出ることも考えられます。そのためにも、訪問看護師や介護施設の看護師等の人材の育成及び確保に向けた取組が重要であると思います。どのような取組をされているのか、お尋ねをいたしたいと思ます。

4点目としましては、地域包括ケアシステムの、住みなれた地域での在宅医療を支えるためには、医療、介護の体制を早急に進めなければならない、最大の課題でございます。

県内の訪問介護センターの数は125施設あります。I型と言われる施設ですが、これは常勤看護師が7人以上おられる施設ですが、これが1施設、II型の施設は、これは常勤看護師が5名以上になるんですが、これが2施設、その他の施設で常勤看護師が5人以上みえる施設は7施設です。ほかはといいますと、多くのステーションは非常勤看護師だと常勤看護師がいても一、二名という程度にとどまっておりまして、そうして日々の業務をこなしているというのが現状でございます。

介護施設の入居者の重度化が進み、医療ニーズも高度化している中で、小規模介護施設では看護職1人の施設が多くて、専門的な対応はこの看護職1人に全て委ねられているという状況にありまして、時間を割いて研修を積み、スキルアップにつなげたいという、そんな思いがあっても、現実はなかなか

その時間がとれないというのが現状で実情であるようでございます。

それで、去年は新人研修も含む訪問看護人材確保事業が県の事業として取り組まれました。6事業所が研修に参加されたそうですが、単年度で終了してしまうということにもなったようでありますが、こうした看護職の実情に配慮して、研修のみならず、研修ですと現場へ参加をしなければなりません、参加せずとも受講できるようなオンデマンドとかeラーニング等をうまく利用した個人研修が受けられる体制づくりができないものか。

この4点についてお尋ねをいたしますので、よろしくお願いします。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 三重県ナースセンターの機能強化並びに介護施設等におけます看護職員の確保に対する県の取組についてお答えいたします。

高齢化の進展、また、これに伴う疾病構造の変化に伴いまして、看護職員の活躍の場は、病院、診療所だけでなく、訪問看護ステーションや介護老人保健施設等、様々に広がっているところでございます。

今後、県下で在宅医療体制の整備や地域包括ケアシステムの構築を図っていく上では、こうした介護施設等におけます看護職員の確保は極めて重要と考えており、県といたしましても、昨年度設置いたしました三重県看護職員確保対策検討会におきまして、こういった課題についても検討いたしましたところでございます。

この検討結果を踏まえまして、様々な取組をこれから行っていくわけでございますけれども、あわせまして、県としては三重県ナースセンターの機能を高めるための体制強化を図ることも重要と考えておりまして、先ほど議員から御説明がございました免許保持者の届出制度に対する事業も含めまして、同センターの事業に対しまして、平成27年度地域医療介護総合確保基金の活用を予定しているところでございます。なお、個別具体的な職員の確保とか、それから相談スペースの確保、そういった事項につきましては、この中で事務的に詰めて検討してまいりたいと考えております。

次に、介護施設等におけます看護職員の確保でございますけれども、三重県ナースセンターにおきまして、ハローワーク等とも連携しながら就職説明会や情報発信を行っておりますし、また、同センターの看護職員確保定着支援員が介護老人保健施設を巡回しながら必要な情報を入手して、無料職業あっせんに活用しているところでございます。

さらに、こういった介護施設等におきましては、施設当たりの看護職員数が少ないことなどにより、施設内での研修体制が十分でないという課題がございます。こうしたことから、県といたしましては、このような看護職員を対象とした研修の機会を様々に提供しているとともに、本年度につきましては、研修内容の一部にeラーニングを取り入れて、オンデマンドでできますよう、研修により参加しやすい環境づくりにも取り組んでいるところでございます。

県としましては、今後も引き続き、研修内容の充実はもとより、介護施設の管理者等に対する研修の周知、看護職員の研修参加への理解、協力の働きかけを行うことにより、研修機会の一層の確保に努めてまいります。

以上でございます。

〔47番 前野和美議員登壇〕

○47番（前野和美） しっかりとした御答弁をいただきまして、全て満足しているんだなという、そんな感じを受けたんですが、現実、現場へ行きますとなかなかそんな形にはなっておりませんので、しっかりと県のほうの御支援もひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

今、お話がございましたように、看護職の皆さん方の医療、介護に携わっていただく非常に重要なこれからの地域包括ケアシステムづくりになっていくと思いますので、そのための人材の充実ですね。潜在看護師が数はたくさんあるにもかかわらず、なかなか状況把握が十分できていないという現実もございます。

しかし、そうした潜在看護師の皆さん方がしっかりとまた就職、仕事についていただいて、地域を守っていただく、そんな体制をつくっていくために

は、県当局の御支援がないことにはなかなか前に進まないところでございますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

それで、今、答弁がありましたんですが、既にもうeラーニングを使用してオンデマンドで研修をしているという話だったんですが、まだそれはしていないという話を聞いていたんですが、もう一度確認をさせていただくためにお願いしたいと思います。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） eラーニングによる研修期間は、一応本年の7月から開始でございまして、6月に申し込みを受けて導入している、そういう状況でございます。

以上です。

〔47番 前野和美議員登壇〕

○47番（前野和美） 7月からやっておられるということですか。それじゃ、それはそれで理解をさせていただきますが、冒頭でも申し上げたように、なかなか介護施設には多くの看護職がいるわけではありませんので、研修に参加するということは非常に難しい状況にあります。

それで、このシステムを使って勉強していただくということになるわけですが、ぜひ、研修をしたという成果というものがやっぱり必要なんです。研修をしたよということを確認ができるような、そんなシステムをつくっていかないと、せっかくのオンデマンドで研修をしていただいたとしても、受ける人と受けない人で差が出てきてはいけませんので、一応受けたら、受けた成果、そして、また、その受けたことがわかるようなシステム、受けたことによってスキルアップができたという、そういう成果を見届けるというのも県の役割かと思っておりますので、その辺についてはどんなふうにご考えておられるのか。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） フォローアップにつきましては、ただ、非常に業務が関係者の皆様にも御負担をかけるところがあると思いますので、非常に重要な御指摘だと思っておりますけれども、関係者とも協議しながら今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

[47番 前野和美議員登壇]

○47番（前野和美） どうもありがとうございます。

時間も押してきておりますので、今、御答弁をいただいたようにしっかりと御支援をいただきますことをお願い申し上げて、この項は終わりたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、農業の振興についてお話をさせていただきたいと思います。

政府の掲げるもうかる農業、農業、農村の所得の倍増計画であります。現在聞き及ぶところによりますと、現在の国内農業生産額は約10兆円、そして、これから農業機械の償却費や農業肥料のコストなどを差し引いていくと、農業者の懐に残る農業所得は3兆円余りになるようであります。

最近、6次産業化の流れの中で、農業外所得として、みそやとかジャムやとかジュースなどを、ファーマーズマーケットや道の駅、直売所などで販売され、それによって稼ぎ出される所得が1兆円程度あるようであります。農家の手取りは、これが2000万円ほどと言われておりまして、あわせて3兆2000億円が農家所得ということになっております。

これを10年間で倍増させようというのでありますが、現状の農業形態で進んでいっても、経済の名目成長率から考えますと、10年後には10兆円が12兆円程度の農業所得になると、こんなふうに試算できるわけでありまして、それから、農家の手取りは、それからいきますと4兆円確保できることになるわけでありまして。

6次産業化は急テンポで成長しておりまして、食料関連産業とうまく絡めることができれば、今の1兆円を10年間で10兆円にすることは可能と試算をされております。6次産業の農家所得は2兆円規模となることになり、農業所得と6次産業所得を合わせると6兆円になりまして、いわゆる10年間で農家所得倍増が達成できると、こんなふうに試算をされておるようであります。

しかし、これだけでは農業改革を実行したことにはならず、同時に攻めの農業を展開していくためのいろんな施策が打たれているところでございますが、現時点で担い手の農地利用面積は226万ヘクタール、全農地面積の

49.1%を占めていると言われております。

これを10年後には80%まで引き上げて、点在している水田面積の集積を図って、稲作コストを40%削減、これが目標でございまして、そんな中で担い手の高齢化も著しいわけでありまして、10年間で若い農業者40万人を育てるということになっております。そのために、年間に150万円を支給する青年就農給付金制度を拡充して、年間1万人程度の新規就農者を2万人まで増やそうという取組もされてございまして、農地集積、そして、また、やっていくためには公的機関としての信頼が得られやすいということで農地中間管理機構が設置をされ、農業改革の大きな一歩が踏み出されました。

まず、1点目ですが、昨年度から実施をされました農地中間管理事業は、1年目は低調に終わったと聞いております。2年目となる本年は一定の成果が求められると思いますが、昨年度の反省を踏まえまして、本県では本年度どのような推進方針で取り組み、半年たった現在、どのような進捗状況であるのか、伺いたいと思います。

2点目は、農業生産力の強化に向けて、圃場整備やパイプライン化など、農業生産基盤の整備が重要であります。私の地元の農家の声を聞きますと、地元負担金の軽減や事業申請に向けた地域の合意形成などのため、農地中間管理事業の活用への期待が非常に大きいのであります。本県では、農地中間管理事業と農業生産基盤整備事業の連携をどのように進めておられるのか、お伺いをいたします。

3点目といたしましては、集落説明会などにおきまして、農地中間管理事業の推進に当たって、人・農地プランの作成など、地域の合意形成を重視する県や機構の考え方には多くの農家が理解を示しておられますが、私の地元でも農地中間管理事業の活用に向け検討に入った集落もございまして、地域で実際に行動に移していくためには誰かがリーダーシップを果たしていくことが必要であります。

また、多面的機能支払や経営所得安定対策等関連制度に精通し、様々な地域の実情に対応して、地域にとってよりよい方向を提案、アドバイスしてい

けるような人材が必要と考えておりますが、そのような人材確保・育成をどのように考えておられるのか。

以上3点について御答弁をお願い申し上げます。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 農地中間管理事業関係で3点御質問がありましたので、まとめてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目ですが、昨年度の実績を踏まえ、今年どのように取り組んでいくか、あるいはその実績についてでございます。

議員御指摘のように平成26年度からスタートした事業ですが、県と農地中間管理機構が中心となって、市町やJA等関係機関と連携しながら地域へ入り、制度説明や出張相談などを行ってまいりましたが、平成26年度の実績としましては、6市町で78.8ヘクタールの実績にとどまりました。

こうした反省を踏まえ、本年度は農地中間管理事業の着実な推進に向け、新たに県の地域事務所ごとに設置しました農地中間管理事業推進チームを核といたしまして、引き続き市町やJA等の関係機関の皆様と連携を図りながら、特に集落ごとの状況把握、あるいは農地中間管理事業を重点的に実施する区域の設定、意欲ある集落等での話し合いに向けた支援、集落ごとの人・農地プラン、このプランは、将来その地域をどういうふうを活用し、どんな人たちに農地を任せていくかというようなプランですが、この作成の支援等に取り組んで、農地集積・集約化を進めてまいりました。

こうした取組の結果ですが、集落等での話し合いや制度への一定の理解が進んだというふうに感じております。平成27年度までは農地中間管理事業の活用によって、農地の出し手に交付される協力金の交付単価が最高額で据え置かれますが、その後は下がるというような状況において、9月末時点でございますが、農地中間管理機構が農地借受けの手続を進める予定面積として、現在、昨年度の約5倍の400ヘクタールの手続をしているところでございます。

現在、水稻の収穫作業もほぼ終了したことから、積極的に地域に入って話

し合いを進めており、今後さらに農地の貸借面積は増加するものとして見込んでおります。

2点目でございます。農地中間管理事業と農業生産基盤整備事業の連携でございます。

議員も御指摘のように、まさしく生産性向上、あるいは担い手への農地集積・集約化については、二つの事業を有効的に効果的に結びつけていく、連携することが必要というふうに考えています。

このため県では、特に農業生産基盤整備事業を実施して、担い手へ農地を集積・集約化を図ろうとする区域を農地中間管理事業の重点実施区域として設定させていただき、事業実施に向けて集落等での話し合いに入っております。そのメンバーとしましては、先ほど申し上げました農地中間管理事業推進チーム、いわゆる普及指導員、農政担当の職員、また、基盤整備の担当者も入れて、地域へ入って話し合いに乗らせていただいています。

こうした中で、県内には農業生産基盤整備事業と農地中間管理事業をあわせて進めようという動きもありまして、そういった相談に、今、乗らせていただいているところもあります。

地元負担金、いわゆる農業生産基盤整備事業の負担金の軽減対策でございますが、圃場整備を実施する際、一定の条件がございますが、担い手へ農地集積を進めていく、そういう中において、その実績に応じて国から交付される、いわゆる圃場整備における集積促進費、さらに農地中間管理事業における地域集積協力金が使えることになるので、二つの事業の交付されるものをうまく活用して、地元負担金の軽減につなげていただきたいように考えております。

引き続き市町やJ A等関係機関と連携しながら、農業生産基盤整備事業、農地中間管理事業を連携しながら進めてまいりたいと思います。

3点目、コーディネート的な人材の確保でございます。

御指摘のように、農地中間管理事業の成果を上げている地域においてはまさしく、合意形成、機運醸成をしていくための調整役、いわゆるコーディネ

ネーター役の方がみえます。

例えば、いなべ市では農家組合の代表と市の職員、多気町では集落営農法人の代表の方が地域において、極めてリーダーシップ的なところを務めていただいております。

こうしたことから、地域ごとに開催しています農地集積の説明会や相談会、集落ごとの状況調査などを通じて、こういった、いわゆる地域を牽引していただける方々の人材の発掘に努めているところでございます。

また、この人材、発掘されたリーダー的な存在をやはりサポートしていく市町やJAの職員なのですが、そういった方々を対象に、本年10月に開催を予定しております第10回三重県集落営農推進大会において、成果のあった地域のコーディネーターの皆様を取組を発表するとともに、あるいは取組を表彰するというので、水平展開を図っていきたいというふうに考えております。

今後とも、農地中間管理機構等と連携をとりながら、農地集積に向けて地域を牽引いただける、まさしくコーディネーターの方々を掘り起こし、そして、育成、サポートさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

〔47番 前野和美議員登壇〕

○47番（前野和美） どうもありがとうございます。

しっかりとした取組活動をしていただいているということは十分理解をするんですが、しかし、なかなか農家の皆さん方の話を聞いてみますと、まだ農地の出し手の理解が十分に理解されていないというのが現実かなというふうに思っています。

いろいろ入って聞いてみますと、もう既に既にですよ、担い手に預けてあるので、わざわざ農地中間管理機構に頼まなくてもいいわと、それから、借り手はよく知っている人やから、あるいは親戚の人やったりして信頼できる人やから、今さらそんな農地中間管理機構を使って農地集積してもらわなくてもいいというのが貸し手の、そんな話をよく聞きます。

こうした状況の中、農地の耕作面積は確かに担い手に集積をされて、集まってきてはおるんですが、農地がいわゆるばらばらなんですよね。ばらばらで、いわゆる生産効率はほとんど上がっていないというのが現実ですので、これを、担い手に集積したものを集約化するということが一番この農地中間管理機構の役割だと思いますので、その辺をいかにこれからやっていただくかということが農地中間管理機構に期待をされているところになってまいりますので、そのためには、いろんな地域のリーダーが、今お話があったように頑張っていておられて、それに向けて活動しておられるということですが、なかなかそのリーダーをつくるのが、もう今、農家の方が高齢化が進んできて、もう今さらそんなことは、かなわんわという方が非常に多い中で、いかに育てていくことが大事かということですので、ぜひそれについても、やはり県や市町の営農担当、そして、土地改良連合会、専門家ですよね、こういう人たちが、昔、土地改良をやった当時、圃場整備をやりましたですね、こういった時代はもっと積極的に地域に入って圃場整備を進めてきたという経緯もありますので、あの時代ぐらいいろく頑張っていただいたらもう少し理解も進んでいくのではないかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

そして、この機会ですので、もう時間が余りありませんけれども、私の地元でちょっと参考に話をさせていただきたいと思うんですが、この図面を見てください。（パネルを示す）これ、私の地元で、ちょうど100ヘクタール規模の、いわゆる自治会単位の集落があります。

こういう形で、Aの小作をしている方、Aの方とか、小作Bの方、小作Cの方、そして、また、営農組合的に農業をやっている方というのがそれぞれ色分けをされておりますが、それ以外の農地はまだそれぞれ個人で耕作をしているという、そんな地域なんです、これが昭和30年代に圃場整備をされたものですから、皆小さいまちですね。1反区画なんです、10アール区画ですね。

10アール区画ですから、非常に生産コストがかかってしまうというそんな

地域の農村地帯なんです、ここで仮に今の農地中間管理機構にお出ましをいただいて、形を、もう少し生産力が上がるような、そんな地域に改造していくためにはどうすればいいかということなんです、二つ目の映像を見てください。（パネルを示す）これも想像なんです、これを、10アールあたりが一つのまちだったものを、1ヘクタールまちに圃場整備をやってやりかえるとこんな形になってきます。そして、担い手のAさん、担い手のBさん、担い手のCさんも既に地域に入ってもらっていますので、こういう人たちがこの耕作をしてくれるとこんな農業集団ができるわけでありますので、これが理想の姿になると思います。

まだ色がついていない白い田んぼがたくさんありましたが、自分で耕作をしてみえる方もたくさんおってもらうんですが、もう10年、15年先を見ますとこういう形に変えていかなきゃならんというふうに思うんですが、ただ、こういう形に変えていこうとすると、もう一度圃場整備をやり直さなければなりません。これに非常に大きな負担がかかってきますので、申し上げたようにいろんな国の支援をいただいてやればこの圃場整備も可能かなと、そんなふうに考えて私なりに考えてみたんですけれども、例えば、今、土地改良区を立ち上げて、この圃場整備を、もう一度再整備をやるということで、仮に国の認可がおりるとしたら、国が50%、県が27.5%、そして、市がそれに乗っかってくれれば10%仮に出してもらおうという、そういうことを仮定しますと、地元負担金が12.5%になるんですね。それを、農地集積によるということで、国のほうが、農地中間管理機構を通じた場合には、その12.5%の半分、6.25%を負担してもよろしいよということになっているんですね。そうなりますと、あと残りが6.25%、その6.25%を何と捻出するかということが大事だと思うんですね。

もう農地を手放す人に負担をせいと言っても、これもちょっと難しいのかな。仮に担い手にこれ全部負担しなさいと言っても、4件の農家で全部負担できるかという非常にこれも難しい。そういう中で、国が支援をしてくれる地域集積協力金だとか、また、これは担い手に支払われるという耕作者集

積協力金、この辺をうまく活用できたら、これが6.25%の負担に回せるということになってくれば、もう少し、この圃場整備をやるという、そんな雰囲気になってくるのかなという気がするんですが、いかがでしょうか。

○農林水産部長（吉仲繁樹） まさしく議員御指摘のとおり、今、二つ制度をどう活用ということで御提案いただいた、本当にそのとおりでして、担い手に集積をすればするほどその額は増えてまいります。したがって、それをうまく地域で合意の上で使っていただければ、使える制度ですので可能です。ただ、それは、やはり我々もしっかり地域にそういった制度があるということをお説明し、それに向けては、やはりベースは地域の合意形成、話し合いが中心になりますので、しっかりサポートさせていただきながら、市町、JAと連携しながらさせていただきたいと思っています。

以上です。

〔47番 前野和美議員登壇〕

○47番（前野和美） ありがとうございます。

時間がありませんので、また次の機会にもこの議論をさせていただきたいと思うんですが、ぜひこういうことを考えていただいて、地域にしっかりと根差して、入っていただいて、こんな地域は三重県内たくさんあると思いますので、ぜひ進めていただきますようお願い申し上げてこの項を終わりたいと思います。

次、最後に、養殖漁業の振興についてということでお伺いさせていただきます。

昭和30年代に始まりました三重県の魚類養殖業は、マダイを中心に、特に県南部の主要産業として発展をしております。

平成25年の本県漁業生産額は約460億円と聞いております。そのうち、養殖魚の生産額は70億円、15%程度を占めておまして、重要な漁業の一つとなっております。また、毎日安定した生活サイクルの中で働くことが可能なため魚類養殖業に魅力を感じて、親の跡を継ごうと、こういう後継者もあると、そんなふうにかかせていただいております。

さらに、出荷、流通を含めると、魚類養殖にかかわる人も多く、魚類養殖業の安定的発展は、過疎化が進む漁村地域においても大きな役割を果たすものと考えております。

しかしながら、魚類養殖業を取り巻く現状は非常に厳しく、魚価の低迷等も大きな影響を与えています。平成15年以前はキログラム当たり1000円前後していましたが、今現在、平成27年には、キログラム700円程度まで魚価が値下がりをしておりまして、養殖業者の数は、平成15年は334経営体あったんですが、平成25年では138経営体になるなど、非常に激減をしてきております。

これ、資料を見てください。（パネルを示す）輸入魚粉価格の維持ということで、上の段ですと、平成26年度は非常に低かったんですが、それからどんどん値上がりをして、今現在では相当高い輸入価格になってきております。

これは、輸入魚粉が、ペルー産のカタクチイワシのこれが漁獲制限がついたようございまして、そのために高騰していると。それから、また、為替の影響も受けまして、養殖用配合飼料は近年まれに見る価格となりまして、トン24万円という、そんな値段をつけておるようですが、以前に比べると2割高になっているということでございます。

そこで質問をさせていただくんですが、魚類養殖業者の経営は非常に厳しい状況にあります。魚類養殖において経費の大部分を占める養殖配合飼料、餌代の価格高騰に対する県の対応状況についてお伺いをいたします。

それから、また、通常の配合飼料には魚粉が50%程度含まれているということ承知しておりますが、飼料コストを低減するために魚粉の割合を少なくすることが有効であるということから、全国的にも魚粉を植物性たんぱく質などに代替して魚粉の使用量を低減するという技術開発が進んでいると聞いておりますが、県でもこの低魚粉飼料の研究開発に取り組んでいるということですが、その進捗状況についてお伺いをいたします。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） お答えします。養殖用配合飼料の高騰に対する対策、あるいは試験研究の状況でございます。

議員御指摘のように、平成26年11月から、ペルー産カタクチイワシの漁獲制限により輸入魚粉価格が高騰しております。なお、本年に入りまして漁獲制限が解除されたことによって、7月からは若干下がり始めておるような状況でございます。

しかしながら、輸入魚粉価格は輸出国の漁獲制限や国際的な需給バランスなどによる変動が極めて大きいため、その影響を緩和することが養殖漁業の経営安定に向けて重要な課題であると認識しています。

このため、本年5月、農林水産省に対して、漁業経営セーフティーネット構築事業の補填金上限額の引き上げや、配合飼料の原料となる国産魚粉の確保に対する支援を要望してまいりました。

また、県における試験研究の取組ですが、マダイ用低魚粉飼料の開発に平成26年度から取り組んでまいりました。具体的には、議員も御指摘のように魚粉の一部を米ぬかに代替した試験でございます。現状、配合飼料と遜色なく育ってくるということが実証されていまして、飼料費のコスト削減も20%から30%のような感じです。今年度からは海面生けすにおいて、非常に、いわゆる飼う形に近い形で実施をしております、現在、遜色なく育ております。

今後とも、配合飼料価格の推移を見守りながら、価格上昇に備え、国に対して引き続き予算確保の要望、あるいは試験研究に取り組みながら、養殖業の振興に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

〔47番 前野和美議員登壇〕

○47番（前野和美） 御答弁ありがとうございます。

米ぬかを利用した代替飼料ということで研究もされて、その成果も出ているということですので、それがうまく広範囲に使えるようになればすばらしいことだと思いますが、いろいろ関係者と話をしておりますと、やっぱり餌

の高騰が一番この養殖業にはこたえるということでございまして、地元で何とか対応できないかということで、いわゆるフィッシュミール工場をつくったらどうかということで研究もされているようでございまして、せんだって地元漁業組合が視察に行かれたようであります。（パネルを示す）これは宮城県気仙沼市の気仙沼センター水産加工業協同組合フィッシュミール工場の写真なんです、こういうものがつくられて、これは、近隣の魚類の残渣を利用して、処理工場をつくって、それを飼料として使うということでございますが、こんなものをぜひつくりたいなという、そんな要望も出ておりましたが、三重県産のイワシ等を使用して安い魚粉を製造して、配合飼料価格にかわってそれを展開できれば、三重県の養殖業は安価な配合飼料によって経営を安定化できると。

また、イワシ等を漁業する漁船業も、ようけとれ過ぎると魚の値が下がってしまうので、それを、下落を下支えするためにそのイワシをミールに使うと、こういうことができれば両方ともがいいんじゃないかという、そんな話も出て、ひとつ検討をしていきたいということでございますので、ぜひ県のほうも御支援を賜って、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、時間でございまして、ちょっと言葉足らずでございましたが、ひとつよろしく願い申し上げて質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 12番 小島智子議員。

〔12番 小島智子議員登壇・拍手〕

○12番（小島智子） 皆さん、おはようございます。桑名市・桑名郡選出、新政みえの小島智子です。2期目初めての一般質問なので、大変緊張しています。珍しく忘れ物をして、この5年目にして初めて一般質問の途中で議場を出てしまうということになってしまいました。ちょっと落ちついてやりたいなと思います。よろしくお願いいたします。

1点目はLGBTのことを取り上げたいと思うんですけれども、知事はニューヨークから帰られたばかりということで、1泊3日でしょうか、本当

に弾丸の出張に行っていたらお疲れさまでございました。

ニューヨークという地は様々なところで世界の中心でありますけれども、このLGBTをはじめとする性的マイノリティーの方の様々な人権の保障ですとか取組といったことについても本当に世界的に進んでいる地だというふうにも思います。その空気感を持って部長にもお答えいただければ大変ありがたいと思います。

さて、6月定例会議で稲森議員がこのことについては取り上げられたんですけども、少し違う角度からやりとりをさせていただきたいと思います。

この8月ですけども、三重県にも自分のことを明らかにして活動してみえる山口颯一さんという方がおみえになりますが、その方にお目にかかりまして、直接いろんなお話をお伺いしました。

小さいときからの自分の違和感、学校生活のこと、母親にカミングアウトをしたときのこと、その後の自分の決断、今行動していることなど、包み隠さずにいろんなことを語っていただいて、教えていただいたわけです。

LGBTの方は自殺率が高いというふうにも言われていますけれども、彼も本当に親しい御友人を自死という形で亡くされた経験をお持ちです。やっぱり苦しみを共有する方が若くして自死を選ばなければいけなかったということは本当にショックだっただろうというふうに思います。

カミングアウトしたきっかけは何ですかというふうに山口さんに質問をいたしましたところ、言うか、本当に自分も死んでしまうかというようなところだったので、何がきっかけということはないんだというようなお答えでして、私も非常にその答えには衝撃を覚えたということもありました。

今もそこに追い込まれている子どもたちですとか若い方々がみえるのではないかということを考えると、この問題について県政の中でしっかり取り組んでいくことの必要性というのを強く感じます。

さて、一体どのくらいこの当事者の方が日本にいらっしゃるかということですが、6月定例会議では稲森議員が約7%というふうにおっしゃいました。あるところが調査をいたしまして、具体的な数字を出していただけていま

すので、それをまず皆さんに見ていただきたいと思います。

(パネルを示す) この数字であります。電通ダイバーシティ・ラボというところの調査によると、推定比率は7.6%、これは13人に1人、日本の人口で換算すると1000万人という、本当にやっぱり捨てるてはおけないような人数ではないかと思います。

ちなみにというふうに書かせていただきましたけれども、ほかの方々とのパーセンテージを比べても少なからずというようなパーセントであるというふうに御理解をいただきたいと思います。

人権問題としては三重県人権施策基本方針にも記述がありますし、知事御自身も6月定例会月会議の答弁におきまして、人権だけでなく、第2次男女共同参画基本計画第二期実施計画にも委員の方々の賛同を得て盛り込んでいきたいというふうに答弁をされています。そんなふうに捉え方が拡大をしていくということは望ましいことであるというふうに私自身は考えます。

そこで、まず、確認をさせていただきたい。これは部長にですけれども、いろんな事業が、多分その人権啓発に関しては講演会等が行われていると思いますが、その、例えばアンケート等、あるいは、例えば三重県総合博物館の年間パスポートの申し込みとかの各種申し込み等、そこに性別の記載を求めるものがあると思うんですけれども、男女しか記載がないのか、どういうふうになっているのかということをもっと具体的に1点目はお伺いしたいと思います。

札幌市ですとか東京都世田谷区、豊島区、中野区、名古屋市など、様々なお取組をいただいている自治体がありますが、中でも大阪市淀川区と、それから、この7月19日に那覇市において全国で2例目となるLGBTの支援に関するような宣言が行われています。

淀川区の宣言は、多様な方が生き生きと暮らせるまちの実現のため、LGBTの方々の人権を尊重します、そのためにということで、4点、行政の対応を主として宣言の中には盛り込まれています。職員の人権研修、正しい情報発信、活動支援、相談です。

那覇市のほうは、少しニュアンスが違うかなというふうに思うんですが、支援というと行政がそこに手を出してやってあげるというようなニュアンスがあるので、那覇市のほうは、「性の多様性を尊重する都市・なは」という宣言になっています。これは通称レインボーなは宣言というふうに呼ばれているようですが、レインボーは御存じのとおり、このLGBT、性の多様性をあらかずのものというふうに捉えられています。

そこで、当事者に対する宣言というのは、社会の理解促進を図りつつ、多様性を積極的に受け入れる姿勢を内外に発信するというニュアンスがあると思います。

今度、来年度、主要国首脳会議、サミットがこの三重県の地で行われるわけですがけれども、三重県として何を進めるか、何を残していくかということが多方面において考えなければいけない。そうすると、多様性は三重の持つ強みというふうに知事もいつもおっしゃいますし、いろんな方がそういうふうにお考えですがけれども、自然、歴史、文化、食、産業等々だけではなくて、それぞれの人が持つ多様性、人としてのあり方をも包括して受け入れるという姿勢を内外に打ち出すということ、これが真の強みになるのではないかというふうに思うんです。

三重県として、例えば県としては初めての宣言を出すということを海外にも発信する。三重の地は、LGBTの方々をはじめとして、様々な一人ひとりに理解ある土地として選ばれるということにつながるのではないかというふうに考えます。

また、宣言することは、表に向けてということだけではなくて、県民の啓発が進んで、県民の意識醸成にも弾みがつくというふうに考えます。

今後、LGBT、ここでは支援と言わせていただきますけれども、そのことについて宣言をする方向で進めてはどうかというふうに考えますが、部長のお考えをお聞かせいただきますようによろしくお願いいたします。

〔高沖芳寿環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（高沖芳寿） 2点御質問いただきました。

まず、最初の、三重県総合博物館におけますアンケートとか、あるいは年間パスポートの申込書の件でございますけれども、その申込書の中には、生年月日や住所とともに男女の別を記載する欄がございます。これは、博物館を御利用いただく方の属性を把握させていただいて、今後のよりよい博物館の運営のあり方をしっかりとつかむためにとり行っている状況でございます。同様の男女別の欄につきましては東京の国立博物館等々でもございまして、同様の状況でございます。

これまで性別欄の記載につきまして御意見等をいただいたことはございませんけれども、今後はこの申込書を、いわゆる記入するに当たって、いろいろ配慮しなければいけないということを思っておりまして、性別欄、男女別も含めた性別欄の記載については必須の事項ではないということと、しかしながら、これは今後のよりよい博物館の運営のためにデータを蓄積したいというような旨で、ぜひ御協力をお願いしたいというような旨の記載を記入欄に設けまして、これまでと違う扱いにしたいなというふうに考えております。申込者の心情を配慮させていただいた申込書にしたいなというふうに博物館については思っております。

三重県総合博物館以外のいろんな私どもが所管しておる申込書等もございますけれども、これにつきましては、性別をどうしているか、記載していただくかどうかについては、その必要性に応じてそれぞれのところで、今現在判断をしているところでございますけれども、今、議員の言われたように、LGBTの人々がいろんな思いを持ってみえます。ですので、性別欄を記載する、記入するときにどんな思いをされておるかということも踏まえて、その必要性について改めて検討していきたいというふうにこの件については思っております。

それから、2点目でございますが、伊勢志摩サミットを機にLGBT支援宣言をというようなことでございますが、これにつきましては、LGBT等の性的マイノリティーの人々への偏見、また、差別をなくすことは大変重要という認識でおりまして、多様な性のあり方を認め、全ての人々が個人とし

て尊重される社会を実現すること、これは本当に必要なことだという認識をしております。

現在、県では、先ほどお話しいただきましたけれども、人権をめぐる社会状況の変化、それから、新たな人権をめぐる課題等を踏まえて、人権施策基本方針の改定を進めておるところでございます。

この性的マイノリティーの人々の問題につきましては、社会の理解が不足しているというところから偏見を持たれたり、あるいは、性の区分を前提にした社会生活上の制約、これを受けたりするなど様々な問題があるということ承知しております、同基本方針の中ではしっかりと人権課題の一つに位置づけて、教育、啓発についてしっかり取り組んでいくという位置づけをしております。

第2次男女共同参画基本計画第二期実施計画の中でも、御指摘をいただいたように知事も答弁をいたしましたけれども、県民一人ひとりがそれぞれの多様な生き方、これが認められる男女共同参画社会の実現を目指す観点から、それについても記載をするという位置づけで、現在考えております。

それから、具体的な啓発の仕方として、今後、県政だよりみえ11月号には特集で性的マイノリティーの人々の人権を取り上げるということが一つと、それから、12月には当事者の方をお呼びいたしまして、LGBTをテーマとした県民人権講座、これを開催して、実際に性のあり方は多様であることや、あるいはLGBTの人々を苦しめている様々な問題などについてお話をいただく予定をしております。

性的マイノリティーの人々に対する偏見や差別をなくすためには、やはり互いの人権を尊重して多様性を認める、こういう意識、これは、先ほど言われました三重県の多様性というのは、お互いの人権も含めた、寛容に多様性を認めるというのが三重県の風土だというふうに考えておりますので、そういった意識の醸成が不可欠というふうに思っております。

まずは教育や啓発活動等の取組を着実に進めながら、御提案いただいた内容も踏まえて実効性のある取組を今後検討してまいりたいというふうに思っ

ております。

以上でございます。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） 記載について、私は言葉狩りをしようというような意識は全くありません。男女をきちっと捉えて結果を出して、属性から考えるということは大事なことだと思います。だから、なくしていただきたいというニュアンスで言っているのでは決してありません。

でも、例えばこんな例があります。男、女、その他という項があつて、自認する性をお書きくださいというような書き方をしているものもあります。ですので、正しく捉えるということから考えた、その結果を反映させていただければそれでいいのではないかというふうに思うんですね。決してなくしていいということではないと思いますので、そこは誤解のないようお願いをしたいと思います。

今、宣言等々のことにもお答えいただきましたけれども、人権だけの捉えではないというふうに思うので、そのことをお話しさせていただきたいと思えます。

ここに1冊の本があります。（現物を示す）これは、『日経ビジネス』8月24日号、経済、ビジネスに関するこの本の一番、この表紙に、あなたの会社も無視ができないんだというふうに書いてあります。経済活動においてもこのことに注目することは意味があるのだということを少しだけお話しさせていただきます。

ページをめくると六つの質問が出てきています。皆さんのお手元にお配りをいたしました。この六つの質問であります。

（パネルを示す）それぞれ読み上げませんが、イエス、ノーで少しお考えをいただきたい。例えば、消費者の半数以上がLGBT支援企業を支持する。この消費者というのは、もちろん一般の方も全て含めてです。それから、6番、欧米からの宿泊客の約1割がLGBTというホテルが日本にあるということです。こういうクエスチョンが実際にあつて、これらの答えは

全てイエスです。

虹色ダイバーシティの調査によれば、LGBT社員のうち職場で差別を受けたとか嫌なことがあると答える人は約70%、転職をしたことがある人は、一般の51.8%よりかなり高い60%という調査結果が出ています。

優秀な人材を理解がないために手放してしまっているところもあるのかもしれないという数字が実際に出ています。

欧米人宿泊客の約1割がLGBTであるというホテル、これは京都にあります。なぜかという、2006年に日本で初めて、IGLTAという団体です、国際ゲイ・レズビアン旅行協会ですか、そこに登録をして以来、ずっと様々な取組を重ねてこられた。そのサイトを開くと、全世界でどこに行きたいですかという問い合わせが出てきます。例えば日本というのをクリックすると、日本はまだ少なく、17ほどのホテル、旅行業者等々しか登録はされていませんけれども、アメリカなんかは物すごい数が出てまいります。

どういうところが加盟しているか。例えば米ヒルトン・ワールドワイドとかハイアットホテルズコーポレーションなど、本当に大きな企業もそこには参画をされている。ですので、日本で加盟している施設は17と申しましたけれども、ホテルに限って言えば10ぐらいだと思います。ほとんどが京都、東京、沖縄です。

ですが、啓発をするということであれば、旅行業の方を、あるいは宿泊施設の方を対象に研修をする。もしそこに御希望があれば、このIGLTAに御加盟いただくことも、これから先お考えをいただく。そんなことも、例えば国内からの観光誘客だけではなくて、インバウンド獲得にもつながっていく一つの切り口であるのかもしれないというふうに思います。

サミットを契機として、人権だけではなくて、もちろんそれはベースでありますけれども、経済とか観光からもこの課題を、ぜひ部局横断をしてお考えをいただけたらどうかということをお願いしておきたいというふうに思います。

別の角度からもう一つ申し上げておきたいと思います。

私は今、所管の教育警察常任委員会の委員長ですのでやりとりをすることは避けませんが、やっぱりこういう人権意識に対する醸成というのは子どもの教育から大きいと思いますが、小学校3、4年生を対象にした保健等の教科書の記述を見ると、第二次性徴あたりで異性を意識するようになるという記述が実は教科書にあります。異性でないかもしれないということは、記述からは読み取れません。今、当事者の方、関係者の方々がこの教科書をどうやったらいいかということをお考えいただいているという話を伺っています。

おまとめになって、もしかしたら何らかの形で県教育委員会にお届けになるかもしれません。そのことを真摯に受けとめていただきたいし、教科書改訂時期ではありませんけれども、国への提言等々もして、途中であってもやっぱり見直しをかけていくようなこと、このことについてはぜひ御検討をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

時間もありませんので、次の質問に行かせていただきたいと思います。

昨年的一般質問で、子どもの社会的養護推進ということで里親委託推進についてやりとりをさせていただきました。その中で、特に養育の里親さんについて、小学校区に1人ずつぐらいを目指したらどうですかというふうに申し上げたんですが、まずは中学校区に1人ということを目指していくんだということで、今、お進めをいただいています。

中学校は370、80校ぐらいだったと思いますのでなかなか難しい数字だなとは思いますが、子どもたちとのマッチングが選択肢が増えることで進んでいくということは大変望ましいというふうに思います。

そこで、今、推移として里親登録はどうなっているのかというのを少し確認したいと思います。

フリップをごらんください。（パネルを示す）里親というのは、そこに書いてあります4種類があります。養育、親族、養子縁組、専門。県がこの中で増やしたいと一番しているのは、一番上に書いてある養育の里親です。

合計欄を見ていただきますと少しずつ増えているのかなという印象を持たれると思いますが、実は何が増えているのかと考えると、養子縁組里親の希望が増えている、その実態がわかります。

ですから、養育里親を増やすということは、それほど簡単なことではないということがおわかりいただけるかと思います。

一体いつまでに、いつぐらいをめどに、その370、80人あたりを目指していくのか、そして、同じことをしては登録数というのはなかなか増えないわけですから、具体的にどんなことをしていくのかということをまずお聞かせいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

〔岡村昌和健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 養育里親登録の推進につきまして御質問いただきましたのでお答えしたいと思います。

本年3月に策定いたしました三重県家庭的養護推進計画におきましては、要保護児童が家庭的な環境の中で豊かに育つということができるよう、里親委託を推進することとしております。

この中でも養育里親につきましては、保護者等と生活ができるようになるまで、または子どもが自立して生活できるようになるまでの一定期間、子どもの養育を担っていただくものであり、特に増員が必要であるというふうに考えているところです。

このため、15年後になりますが、平成41年度末には、200組の養育里親登録を確保いたしまして、里親及びファミリーホームの委託率を33.3%、全体の3分の1でございますけれども、に引き上げるということを目指しているところでございます。

計画の目標を達成していくためには、これまでの実績を踏まえ、おおむね2倍の養育里親登録者を確保する必要があります。また、子どもの状況に応じて、可能な限り住みなれた地域で養育されることが子どもにとって望ましいということを考えますと、1中学校区に1組以上の養育里親登録を目指して、里親制度の普及啓発に取り組むということとしておるところでございます。

現在、県内におきましては、公立中学校は155校ありますが、このうち養育里親登録者がいる校区は約半数の80校区というふうになっております。このため、今年度はまず、里親制度を県民の皆さんに広く知っていただき、1人でも多くの方に里親登録をしていただけるよう、県内全市町において里親説明会や出前講座を開催するなど、啓発に取り組んでいるというところでございます。

また、県内における要保護児童数は、地域によって差があり、特に北勢地域で多いということもございますので、こうした現状も考慮いたしまして、今後は北勢地域におきまして重点的に啓発活動を行うなど、地域の実情に応じた取組を進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） ありがとうございます。

中学校区、違いましたね。もっと少なかったですね。済みません。間違いでした。155校区ほどこ、そのうちの半数ぐらいが委託をとということでお答えをいただいたんですけども、本当に丁寧な取組をこつこつとやっていくことももちろん必要ですし、何か大きなことをして、今まで全くかわりがない方々に里親そのものを知っていただくという取組も必要であろうかというふうにも思っています。

知事は今回の知事提案説明の中で、従来から考えてきた精神的な豊かさ、経済的な豊かさに加えてもう一つ、社会システムやつながりの豊かさを加えて政策を推進する必要があるというふうにおっしゃっておられます。三つ目の豊かさには、例えば社会のセーフティネット、人と人のきずな、地域のネットワークが含まれるという説明もしてみえます。

この形を実現した団体が実は6月に桑名で一つ立ち上がりました。チャイルド・ファースト・クワナという団体であります。

里親会、それから、県の望まない妊娠レスキューダイヤルを請け負っていただいているみつくみえの方、それから、いなべ総合病院の産婦人科医の先

生等々6名ぐらいが中心になって、この方たちが行政とタイアップし、三重県里親会とタイアップし、11月8日、桑名で講演会、そしてパネルディスカッションを行います。

そこには、皆さん御存じでしょうか、サヘル・ローズさんといわれる方が講演をされます。彼女は養母に育てられた経験をお持ちです。イラン・イラク戦争によって、御家族の全てを、自分以外の全てを亡くしました。その後、養母によって育てられ、日本に来て、日本語がぺらぺらなんですけれども、もちろん、いろんなテレビに出てみえる方。その彼女が自分の経験から、養育をするという方がいるということがどれほど子どもにとって意味があることかということをお話いただけます。

その後、パネルディスカッションを、北勢児童相談所の所長が入っていたり、三重県立看護大学の客員教授、小児科医である方もパネリストとしても御参加をいただいたりということをお聞きしています。

いろんな啓発をしたりするのに、例えばあるNPOに委託をしてということがあるかもしれませんが、県1本でなくても、それぞれの地域にはやっぱり、本当に力のある、丁寧に行政と一体となってやっていきたいというところがあるわけですから、里親委託推進をはじめ、子どもの社会的養護推進のためには、地域の方々、そういうそれぞれにあるところを使っていくべきだ、連携するべきだというふうに思いますのでぜひお考えいただきたいと思いますし、もしお時間がありましたら、これ、知事は難しいんですよ、トップセミナーがある日ですので来てはいただけないんですが、ほかの方々についてお時間がありましたら、申し込みは不要です、桑名市民会館小ホールで行いますので、見に来ていただけたら大変ありがたいなというふうに思います。

2番目に移ります。ソーシャル・インパクト・ボンドというふうに書かせていただきました。

知事も言及してみえたと思いますけれども、サミットではその時々、様々なテーマを設定して話し合いを行われます。2013年イギリスで行われま

したサミットでは、キャメロン首相が先進国共通の政策課題として、社会的インパクト投資、これをソーシャル・インパクト・ボンドといいます。これについて、各国で研究を進めてはどうかということと呼ばけられました。頭文字をとってS I Bというふうと呼ばれています。

S I Bとは、民間事業者のノウハウや、投資家あるいは篤志家からの資金等を活用し、社会課題を解決しようとする、官民連携による新しい成果型事業委託システムのことを指します。

2010年にイギリスで実施され始め、世界では20件以上の導入実績があります。どういう社会課題に使われているかということ、受刑者、ホームレスの方々の社会復帰支援、シングルマザー支援、子どもの施設退所・家庭復帰支援等、本当に多岐にわたっています。

新たに、イスラエル、韓国等々でも同様なモデル事業実施を検討し、実施されていくということなんですけれども、日本でも2015年、本年度、4月15日に、公益財団法人日本財団と横須賀市が協働して、特別養子縁組というのを社会課題と取り上げて、パイロット事業、社会事業が始まりました。

具体的にこの例をとって、S I Bの仕組みを少し説明させていただきたいと思います。

(パネルを示す) 様々なステークホルダー、関係者の方々が、このソーシャル・インパクト・ボンド、S I Bにはあります。これよりもさらに進化した形や、少しどこかが欠けている形はありますが、一番原則的なものを横須賀市の例と重ね合わせながら御説明いたします。

この行政、ここが横須賀市になります。中間支援組織、これが日本財団ということになります。まず最初、行政から日本財団へのお金の支払いの義務は生じません。ここの2者で、こういう課題を解決したいよね、請け負ってもらえますかというような委託を行います。中間支援組織が使うお金は一体どこから出ているかということですが、投資家、篤志家の場合もありますけれども、ここから、社会的な意義のある投資だとしてお金が中間支援組織に入ります。横須賀市の場合は、この中間支援組織も投資家も日本財団である

ということになっています。

この日本財団は、NPO、社会的企業、事業所などを選定いたします。この事業では、東京にあります、ベアホープと言われる、特別養子縁組を推進する民間企業が選定をされています。ですので、ここは目標を立てます。年間に4組の特別養子縁組を推進するという目標があります。

ここが事業を行って、この受益者というのは利益を受ける方々、この場合は、子どもを産むけれどもなかなか育てられない実の親御さんと、子どもを養子縁組として実子として育てたいと思う養親さんということになりますが、そこに受益者がおられます。

この評価アドバイザーというのは、きちっとした経済的な意味も評価をしなければこの事業は成り立ちませんので、どういう評価をするかということをごここに置いてあります。

今回は、この評価アドバイザーの中に三つの団体が入っているとお聞きをしています。慶應義塾大学も入っておみえですし、RCF復興支援チーム、それからSROIネットワークというところがここには入っていらっしゃるそうです。

今年度については、パイロット事業ということで試験的に行われますので、横須賀市から日本財団へのお金の動きというのはありませんが、来年度平成28年度に結果が出せれば、横須賀市は日本財団にお金を支払うということが生じますので、来年度、横須賀市においては予算計上をしなければいけないかなというようなことで、今、話し合われています。

横須賀市のこのパイロット事業では、行政のコストがどうなるかという試算もきちっと行われていて、施設養育で本来必要である額と総事業費の差が1630万円であるという試算が行われていまして、行政収支が1630万円軽減されるということになるんだと、だからこの事業をやるんだというふうにして推進をされているわけです。

でも、もちろん子ども本人にとっても家庭で愛情を持って養育されて、施設退所後の自立の難しさですとか愛着障がいといった課題が解決されるわけ

ですし、行政コストが削減をされて、投資家がリターンを得るということも結果が出せればできるわけですので、社会問題の解決にもつながっていく一つの金融商品であるという考え方もあります。

第2弾として、日本財団は福岡市、松本市などと株式会社公文教育研究会がかかわって、認知症予防領域におけるSIB事業も始まっていますし、第3弾は、尼崎市と、これはNPO育て上げネットということがかかわって、若者就労分野でSIB事業が始まるというふうにしています。

イギリスではもう既に、日本でも大変たくさん眠っていると言われる休眠口座預金の活用をここに充てるというようなことも研究をされていて、現在、日本の中でもこのSIB事業については研究が進んでいる。

モデル事業をやりませんかと言われたときに、準備をしていないとなかなかそこに手を挙げることは難しいというふうに思うんです。

養子縁組そのものが、三重県の事業になじむかどうかは別として、例えばひきこもり等の若者の就労支援ですとか、生活保護の方が働けるようになったら、その保護費の削減が起こるわけですから、この事業の導入をとということを、私は県としてはぜひ先進的に研究を始めていただいて、国からモデルをと求められたときに、いち早く手を挙げていくべきではないかなというふうなことを考えますが、このことについては知事の御所見をぜひお伺いしたいなというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ソーシャル・インパクト・ボンド、SIBについて、小島議員からありましたことと若干重複するところもありますけれども、答弁させていただきます。

先ほどありましたようなSIB、2010年にイギリスで始まった取組で、国内では、先ほど御紹介いただいた横須賀市の特別養子縁組を推進する取組、それから、福岡市の認知症予防事業、兵庫県尼崎市の生活保護世帯の若者を対象とした就労支援事業など、新たな政策実現の手法として注目が高まっているところであります。

実際、私が今年の7月にイギリスを訪問したときも、その先進的な里親委託の推進に関する研究をやっていますオックスフォード大学のリース研究所の皆さんからも、S I Bの取組に対し推奨、紹介があったところでもあります。

また、現在私は、福岡市、横須賀市、千葉市などの若手の市長たちと勉強会を実施していきまして、そこで社会的養護を含む子どもワーキングというのを私が座長をやっています、その中で、例えば特別養子縁組における育休については三重県が始めたので、そのメンバーの福岡市や千葉市も進めてもらったというようなことで、連携、横展開しながら進めている場がありまして、その場でも横須賀市長からS I Bの取組を紹介を受けたところでもあります。

横須賀市がS I Bを活用して特別養子縁組の取組を始めた背景には、横須賀市で現在、養子縁組里親登録者がゼロという状況があるというように聞いていまして、一方、本県は現在52組の養子縁組里親への登録があり、昨年度、特に児童相談所において積極的な取組を行い、養子縁組が4組成立したということで、横須賀市と背景が若干異なるということも事実であります。

いずれにしましても、里親委託や養子縁組を進めていくには、民間の様々なリソースを活用し、とにもかくにも子どもたちのために家庭的養育環境を生み出していくということが必要であるという前提の認識のもと、S I Bについても引き続き、横須賀市の状況を情報収集しつつ、様々な関係者と丁寧に意見交換し、議論、研究していきたいというふうに考えています。

まさに特別養子縁組のところではというか、家庭的養護のところでは、今、小島議員がおっしゃっていただいたような施設維持コストの低減とか、そもそもその子どもの養育環境の改善とか、メリットが想定される一方で、例えば養子縁組だと、縁組したところが結構当該地域と遠いところで養子縁組になった場合にその後のフォローが結構難しいとか、そういう課題も想定される部分もありますので、情報収集していきたいと思いますが、ほかの分野でも、介護とか、あるいは、今、再犯率が高まっているので先ほど御紹介いただいたような部分の支援であるとか、様々な分野で活用可能だというふうに

思っていますので、ぜひ積極的に研究、議論をしていきたいというふうに思っています。

積極的に議論していきたいというふうに思っています。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） ありがとうございます。ぜひお進めをいただきたいと思えます。

知事が言われたように、この横須賀市のプログラムは、子どもはいると、でも、特別養子縁組のその親になる希望者がいないということでマッチングができないということもあって、事業者さんも東京の事業者でありますし、親御さんを全国から募集するというようなことも出ていまして、それは子どもにとってどうかという議論は一方ではあるというふうに思います。

私も、三重県にはその内容については余りなじまないかなど。研究をいただかないと何とも言えませんけれども、ただ、さっきおっしゃいました介護とか、それから、やっぱり私は若者の就労というのは三重県でも大きな課題であるというふうに思っていますので、その部分についてもぜひ御研究いただくのであれば、一つの課題として入れていただきたいなというふうに思っていますので、お願いをしておきたいと思えます。

では、3点目でありますけれども、医療的ケア児童・生徒通学支援をというところ です。

障害者総合支援法の中に地域生活支援事業というのがあって、その地域生活支援事業の中に移動支援事業というのがあります。これ、やるのは、市町村事業ですので県が直接行うわけではありません。

移動支援事業というのは、屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援をするというふうに書かれています。

特別支援学校に通う児童・生徒については、通学の利便性を図ることを目的として、県教育委員会においてスクールバスの配備が進められています。

しかし、医療的ケアを必要とする児童・生徒については、スクールバス車

内での医療的ケアに安全性が担保できない等の理由で保護者の送迎による対応とされてきた経緯がありまして、昨年度、一般質問の中で、県教育委員会とはやりとりをさせていただきました。

その中で、様々なところとも話をしているし、福祉政策の中にある福祉タクシーなどの利用をしていただいているけれども十分ではないんだというようなことも御答弁をいただいたと記憶をしています。

そこからどんなふうに検討が進んでいるんですかというのはまた今後委員会の中で確認させていただきたいと思っておりますけれども、質問させていただいた以降今日まで、少し状況に変化が見られます。

一つ目は、今年度に入りまして、医療的ケアを必要とするお子さんの保護者の方々が北勢地域それぞれお住まいの市町に、通学に関して移動支援の要望を出されるというお話を聞いています。

移動支援に関しては市町事業ですけれども、要望を受けた市町が、じゃ、やりましょうかということには、簡単にはなりません。

なぜなら、課題として、そもそも移動支援事業をしている事業所が市町の中にどれだけあるのかということ、それから、医療的ケアが必要なお子さんですから、看護師が同乗しなければいけません。その確保ができるかどうか。そして、事業費を含め、事業の組立をどんなふうにするのかなどが考えられるからです。しかし、保護者の皆さんには強い御希望がとおりになる。

二つ目は、合理的配慮の考え方です。

障害者基本法、障害者差別解消法、あるいは障害者権利条約、それぞれに、合理的配慮に関する記述、考え方が入っています。そして、来る2016年4月には、合理的配慮については法的に義務化されると。合理的配慮とは何かとか、どこまで必要かとか、そういう議論はたくさんありますけれども、考え方として位置づいていくということは間違いがありません。

医療的ケアを必要とする小児を取り巻く医療そのものにも大きな課題はありますけれども、移動支援に限ってやりとりをさせていただきます。

移動支援については、昨年も御答弁をいただきましたけれども、特別支援

学校、県教育委員会だけではなくて、県障がい福祉課が主体的にかかわっていくことが必要だと思いますし、市町事業であるというふうに任せきりにしないで、例えば県がモデル事業を創出して、市町と協働してやってみるなど、そういう方法を模索すべきではないかというふうに思いますが、県教育委員会との協働、あるいは健康福祉部として主体的関与をしていくことについて、当局のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 医療的ケアが必要な児童・生徒の通学支援、健康福祉部のかかわりということで御質問いただきました。

医療的ケアが必要な児童・生徒については、そのほとんどが保護者の送迎により通学されており、保護者の病気や家庭の事情などにより送迎が困難なときは、それを補う障がい福祉サービスがないため欠席せざるを得ないという課題があるというふうに承知しております。

健康福祉部といたしましては、医療的ケアが必要な児童・生徒の支援を進めるため、県教育委員会の主催により昨年11月に開催されました情報交換会に参加いたしまして、進路や移動支援を含めた障がい福祉サービスについて情報交換するなど、県教育委員会と連携してまいりました。

御指摘がございましたように、昨年1月に批准されました障害者権利条約におきましては、教育についての障がい者の権利が規定される中で、合理的配慮が提供されること、あるいは効果的な教育を容易にするために必要な支援を受けることなどが明記されたということがございます。

また、来年4月に施行されます障害者差別解消法におきましても、行政機関等において合理的配慮の提供が法的義務とされたということは御指摘のとおりでございます。

一方、こうした中で、御指摘もございましたけれども、保護者の方が病気などで送迎できない場合、医療的ケアが必要な児童・生徒の通学をどのように確保していくかという問題につきましては、例えば移動支援事業ということでありましたら、対応できる事業者の確保とか、あるいは費用負担など、

困難な問題があるというふうに承知いたしております。

健康福祉部といたしましては、年内に開催されます予定の今年の情報交換会、こちらのほうに、移動支援事業を行う福祉事業者などにも呼びかけまして、その活用が一つ考えられますために呼びかけまして積極的に参加するとともに、必要に応じまして移動支援事業の活用について調査研究するなど、県教育委員会と連携して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） ありがとうございます。

ぜひそのお話し合いに御期待を申し上げたいと思いますし、進めばいいなというふうに思います。

滋賀県なんですけれども、平成25年度です、医療的ケア児童生徒通学支援研究会議というのを設置してしまして、県教育委員会、障害福祉課、関係者、関係機関で調査研究をされてきました。

中間まとめを経て県が実証研究事業を行うというふうに決められまして、市町に協力要請をしています。ところが、その後なかなか、やっぱり事業者がない、看護師が確保されないというような理由から手を挙げる市町が出てこなくて苦勞されているというお話も聞いています。

三重県では、重度心身障がい児デイサービス、重度心身障がい者生活介護を主事業とする、これ、菰野町ですけれども、なちゅらん菰野という施設が実は間もなく開所します。内覧会は先日終わりました、たくさんの保護者の方々を中心として、どういうことをやっていただけるかということで関心を持ってみえました。

なかなか移動支援事業をやっているところでも小児になると難しい、看護師がいないという実態があるかと思いますが、例えばここは、その事業をぜひ将来的にやりたいというふうにお考えでありますけれども、市町事業になるかどうか、ならなければ、例えばNPOを立ち上げて、そちらで対応するというのをせざるを得ないわけですので、一つの選択肢として、このような施設がほかの市町にもあるかもしれませんので、タイ

アップをしてモデル事業を行うという可能性を探ってみてもいいのではないかとこのように思っています。

ぜひそのお話し合いの中にも、新しく立ち上がるようなこういう事業主さんにも御案内をいただきたいと思えますし、何とかやれる方法を、知事、前におっしゃっていませんでしたっけ、やれない理由ではなくてどうやったらできるかを考える、このことが、私はまさしく子どもたちの学習権の保障や、本当に誰もが幸せを感じられる三重県づくりにつながっていくと思えますので、ぜひお進めをいただきたいというふうに思っています。

北勢地域には、やっぱりNICUから直接御家庭に退院をされる、例えば呼吸器をつけて戻ってみえる、そういうお子さんも実は増えているという統計も、三重県ではないですが全国的にはもう本当にありまして、在宅小児のレスパイトを受けていただける場所も少ないですし、学校から戻った後、家に直接帰るしか方法がない、そういう子どもたちがたくさんいます。やっぱり違う場を保障することというのはその子どもたち本人にとっても大切なことだというふうに思いますので、11月の話し合いにぜひ期待をさせていただきたいところですので、よろしくお願いをいたします。

最後の質問になりますが、防災に対する質問をさせていただきたいと思えます。

さきの台風17号、18号、本当に予期せぬ結果になったなというふうに思いますが、その大きな災害で亡くなられた方々、御冥福を本当にお祈りいたしますし、家をなくされた方、あるいはおけがをされた方、心に大きな傷を負った方々に心からお見舞いを申し上げたいと思えます。

昨年は伊勢湾台風から55周年でしたが、今年もまた、桑名市の輪中の郷という資料館で写真展のようなものをやられていました。見に行きましたけれども、あの茨城県常総市あたりの、あの本当に一面水につかっている写真と本当に重なって見えました。

ハード対策をしっかりと進めることはもちろん大切でありますけれども、いつ何が起こっても不思議でないというふうに認識をさらに強く持つ必要があ

ると私自身も思わせていただいたところです。

先日、みえ防災・減災センター主催のみえ風水害対策の日シンポジウムというのがいなべ市において行われまして、渡邊危機管理統括監、それから稲垣防災対策部長もお越しいただいています、稲垣防災対策部長についてはパネリストでも御参加いただき、その後の締めのお挨拶もいただいたというところで、どうも本当にありがとうございました。

そのときに、広島大学大学院の土田教授がお見えになっていまして、広島で起きている大きな土砂災害について、どうしてそういうことが起こったかとか何が足りないかとかいうことについてお話がございました。線状降水帯という言葉がやっと出てきてという状態なんですけれども、土田教授のお話の中にも線状降水帯のお話がありました。広島は何回も、結局、線状降水帯ができて、次々に二、三時間で本当に多くの雨が降るために土砂が崩れるということが起こっているということでありました。

警報段階で災害対策本部を立ち上げるということは、三重県にいと当たり前かなと思っていたんですが、実はそうではなくて、全国的にも珍しい迅速な対応であるんだということとか、この前のチリで地震があったときに津波注意報が出たとき、このときも三重県は沿岸の市町がいち早く災害対策本部を立ち上げていただいた、これ、全国で一番早かったというお話もそのときにお伺いをいたしまして、市民、県民の方に知っていただくよい機会となったなというふうに思います。

そこで、三つ質問をします。

一つ目は安否確認についてです。

前回、台風17号、18号の災害のときの安否確認について、県と市で情報が錯綜するということが起こってしまいました。あれだけ大きな災害でしたから、市のほうはきっと本当に大変だったろうと思いますし、県と市のやりとりがうまくいかなかったのかなとも思いますけれども、県として万が一大きな災害が起こったとき、どのように安否確認をするのか、情報が錯綜することはないのかということ、疑問に思われている県民の方は多いと思いますの

でお答えをください。

二つ目は、昨年度、いなべ市、桑名市、東員町、木曾岬町、2市2町で広域避難訓練を行っていただきました。その訓練から見えてきた課題について、具体的にどう解決されていこうとしているのか。

三つ目は、県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会というのが、県、桑名市、木曾岬町でつくられています。それから、3県1市、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市で、東海3県1市木曾三川下流流域等における防災対策連絡会議というのがつくられています。それから、国土交通省中部地方整備局が主宰する東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会、こういう会もあります。それぞれ存在してしまして、広域避難、どうするのかということについてどうやって整合性を図ろうとされているのか、このことを疑問に思いますのでお答えをいただきたいと思います。

よろしく願います。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 答弁の前に、小島議員にはみえ風水害対策の日シンポジウムへの御参加ありがとうございました。

それでは、答弁します。

先ほど御紹介いただいたとおり、本県では災害対策本部の立ち上げは大変早い段階でやっておりますが、場合によっては注意報の段階からも、特に被害が予想される市町に対して、空振りオーケーというのを合い言葉にして、緊急派遣チームとして職員を派遣するなど、とにかく市町とともに早目早目の対応をしております。

その後の対応も県と市町で緊密な連携態勢をとりまして、原則2時間置きに避難の状況や人的被害の状況等々の情報を市町から送っていただいて、とりに行って、県災害対策本部で集約して、マスコミや県のホームページを通して県民の皆さんに情報提供すると、そういうシステムでやっております。

こうしたシステムの中で、今回、茨城県と常総市でありました、問題となりました、行方不明者や、あるいは安否不明者の情報につきましても、本県

においては県と市町間の情報共有は図られることになっているというふう
に考えております。

しかしながら、こうして被災者の安否情報を共有したとしても、これら全
てを一般の方に情報提供できるかとなりますと、ちょっと個人情報の問題と
いうのもありまして、そこは慎重に取り扱うのかなというふうに思っており
まして、今後は市町とも十分協議をしながら、そうしたルールや仕組みにつ
いて、慎重に、かつ迅速に、検討してまいりたいというふうに思っておりま
す。

本県では、災害対策本部の連携態勢に加えて、昨年8月豪雨の教訓を踏ま
えまして、毎年度、いわゆる出水期の前に、5月ごろですけれども、三重県
市町等防災対策会議というのを開催して、県と市町との連絡体制をはじめ、
今年度、こんな感じで災害対応をやっていくという必要事項の確認等をやる
ような仕組みもつくりましたので、そうした場も活用しながら、先ほどの安
否不明者をめぐる情報提供の問題等についても市町としっかり協議しながら
一定のルールをつくってまいりたいというふうに思っております。

次に、昨年度の9月の広域避難訓練の課題の検証、具体的な解決はという
ことですけれども、基本的なところで、そもそもバスがスムーズに、あんな
にできるのかということも含めて、それに対する十分な答えは正直、まだ見つ
かっておりません。

今年度も10月に総合防災訓練を行いますけれども、そこはやはり桑名市を
はじめ北勢地域を舞台にしてやるつもりでおりますもので、また昨年度と違
う視点でやらせていただいて、そうしたことを繰り返しながら解決策を見出
していきたいというふうに考えております。

3点目ですけれども、確かに私どもの県北部海拔ゼロメートル地帯対策協
議会ほか、3県1市の取組とか国の取組があるんですけれども、私ども本県
にとって検討の核となるのは、言うまでもなく県北部海拔ゼロメートル地帯
対策協議会です。その中で、いなべ市や東員町の取組も踏まえて、まず県内
の広域避難についての検討を進めていきます。

その過程で、場合によっては、県境を越える避難、これも必要となってくる。愛知県も同様だと思います。それにつきましては、愛知県、岐阜県、名古屋市とで構成します3県1市の会議の中で議論をしていきたいというふうにしております。

一方、国の協議会、そちらのほうは、民間の関係機関も参画しているかなり大規模な内容でございまして、取り扱っている内容も私たちから見ればちょっと総花的かなというふうに思っておりますので、我々の協議会で検討する際の参考として扱わせていただきたい、そういうすみ分けをしております。

以上でございます。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） 部長、時間がない中で申しわけありませんでした。ありがとうございました。

手遅れにならないように、何かあったときには必ず人の命が守られるような防災対策をとということをお願い申し上げまして、これで質問を終結します。

ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（中村進一） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時1分開議

開 議

○副議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。52番 中川正美

議員。

[52番 中川正美議員登壇・拍手]

○52番（中川正美） 伊勢市選出、自民党、中川正美でございます。

それでは、質問に入ります。

まず最初に、三重県版タイムラインの策定についてであります。

三重県では平成27年3月に三重県地域防災計画を改正し、また、4月には三重県新風水害対策行動計画を策定し、三重県版タイムライン（仮称）を策定することといたしております。また、（現物を示す）知事の政策集の中にも宣言してございます。

タイムラインにつきましては既に、国土交通省を中心に河川ごとの策定と試行が進められており、都道府県レベルでは熊本県が運用を開始しています。また、県内では紀宝町が、紀伊半島大水害の教訓を踏まえ、いち早くタイムラインの策定に着手し、本格運用を目指した取組を続けている状況にございます。

そこで質問ですが、ハリケーンの被害軽減を目的に考えられたタイムラインについて、なぜ三重県が導入するのか、その意義と導入の効果について、まずお伺いします。

次に、タイムラインは、関係機関の範囲や規定する行動内容、時間軸の設定等により、県民への影響が大きく異なると考えられます。どのような機関にまで三重県版のタイムラインの効力が及ぶと考えればいいのか。県だけではなく、市町や学校、公共交通機関など、県民により近い活動がタイムラインに含まれることが望ましいと考えます。市町、さらには企業や自主防災組織などの活動はタイムラインに入らないのか。

三重県はどのようなタイムラインの策定を考えているのか。少なくとも市町へは、三重県版タイムラインの策定に当たり、策定への協力や参画だけではなく、市町のタイムライン策定を県として促進すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

[稲垣 司防災対策部長登壇]

○防災対策部長（稲垣 司） 私どもが策定するとしております三重県版タイムライン（仮称）でございますけれども、これについての御質問をいただきましたので答弁します。

近年の気象現象は、これまでとはもう随分様相が異なってきております。現に、昨年8月の広島市の土砂災害を含む平成26年8月豪雨とか、あるいは先般の関東・東北豪雨など、従来の防災・減災対策では対応し切れないような大規模な風水害、これが全国で発生しております。

一方、気象観測技術の進歩によりまして、台風や前線に伴う大雨等は、規模、進路、到達時間等がある程度予測可能となっていてきておりまして、最近ではこれを防災・減災対策に活用する動きが見られるようになってまいりました。

アメリカでは、平成17年のハリケーン・カトリーナによる大災害をきっかけにして、発災前から関係機関が実施すべきことをあらかじめ時系列にプログラム化しておくという、いわゆるタイムライン、この導入を進めまして、平成24年のハリケーン・サンディの際にはこのタイムラインを活用して人的被害を最小限にとどめることに成功したことから、我が国においても、先ほども幾つか御紹介がありましたけれども、タイムラインに関心が向けられることとなりました。

国土交通省では、全国109水系の河川のタイムラインを策定するとともに、荒川下流域、名古屋駅前地域、首都圏、伊勢湾沿岸の4地域をリーディングプロジェクトとして位置づけて、タイムライン策定の先行的な取組を進めております。

また、これも御紹介がありましたけれども、紀宝町では市町村では全国に先駆けてタイムラインの策定を始め、既に現実の災害対応において相当の効果が確認されています。

これらの取組成果から、タイムラインを導入して、いつ誰が何をしておくのか、これを漏れなくチェックして事前対策を講じておくことは、迅速かつ的確な災害対策活動を展開するために有効であると考えております。

さらに、タイムラインの策定を進める過程において、県庁内の各部署等のもとより、市町や防災関係機関等との情報共有が進んで相互の役割が明確化されることも期待できるかと思えます。

以上、こうした理由により、三重県においてもタイムラインを導入することとしたところでございます。

県では、議員からも御紹介がありましたとおり、平成26年度に三重県地域防災計画の風水害等対策編を全面的に見直しまして、その中に三重県版タイムライン（仮称）の導入に関する考え方を新たに加えるとともに、その策定を三重県新風水害対策行動計画の行動項目として位置づけ、平成29年度までの策定を目指すことにしました。

ただし、ここに掲げた三重県版タイムライン（仮称）の取組主体はあくまで県災害対策本部及び県地方災害対策部の活動に関係する県庁部局及び地域機関でありまして、市町や他の防災関係機関は含んではおりません。しかしながら、県全体の災害対応力を向上させるためには、言うまでもなく、住民や観光客等の避難について直接的な権限を有し、より現場に近い立場で防災対策を担う市町や、また、交通機関等の防災関係機関においても、おのおの視点で事前の防災・減災対策を講じることが必要であると考えております。

とりわけ、議員も言われましたけれども、市町が地域と密着した内容のタイムラインを策定することは大いに有効であると考えておりまして、みえ防災・減災センターで実施しております市町の防災担当者を対象とした研修会におきましても、紀宝町のタイムラインの取組をテーマとした講座を昨年度も行いましたが、今年度も引き続き行うなどして、タイムラインについての市町への啓発を行っているところでございます。

また、今後この三重県版タイムライン（仮称）の策定作業を進めていく中で、市町や防災関係機関との具体的な調整を行う際にも、これらの機関に対してもタイムラインの導入については強く働きかけてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

[52番 中川正美議員登壇]

○52番（中川正美） 御答弁いただきました。ぜひとも三重県版タイムラインの早期の運用と県内市町へのタイムライン導入の促進をしていただき、三重県の風水害対策のより一層の強化についてよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

また、午前中も話がありましたけれども、台風18号の関連でありますけれども、県におかれましては、これによりまして国で激甚災害の検討もしているようでございますけれども、これに関しましてどのようなスケジュールなのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○防災対策部長（稲垣 司） まず、9月25日に、台風15号の局激、市町村ごとの激甚指定、これについての発表が、閣議決定されて発表がございましたけれども、台風18号に関しましては、本激、全国を対象とする指定として見通し、そういう指定基準に達する見込みとなったということでございますので、10月の上旬にはその旨が決定してくるのではないかというふうに思われます。

[52番 中川正美議員登壇]

○52番（中川正美） いずれにいたしましても、早期の復旧に向けて全力で取り組んでいただきたいと思ひます。

続きまして、地域医療構想についてお伺ひいたしたいと思ひます。

今、三重県では少子化対策に県を挙げて取り組んでいただいています。一方で、今後の高齢化に伴い、医療、介護の確保が極めて重要になってくると考えます。

このような中、昨年6月、地域医療介護総合確保推進法が公布され、団塊の世代が75歳以上のいわゆる後期高齢者となる2025年を見据え、都道府県は地域医療構想を策定することとなり、県では7月中旬から第1回調整会議を開催するなど、地域医療構想の策定に着手しているところですが、これには幾つかの問題があると考えます。既に議論がされました病床の削減等、私からも、地域の特性、事情を踏まえ地域医療構想を策定されることを重ねて要

請申し上げたいと思います。

そこで質問でありますけれども、まず1点目ですが、地域医療構想が、病院完結型の医療から、地域全体で治し支える地域完結型医療への転換、病院完結型から地域完結型医療への転換の一環であることは理解できるものの、内閣府の医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会の報告によりますと、と申しますのは、これは内閣府で示されました病床数の合計が2025年に1万3300床から1万3700床となっており、現在の一般病床及び療養病床の合計が1万7300床ということで、2割程度の病床の削減、こういったことが示されたわけでありまして、2025年の段階におきまして、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等での対応が追加的に必要となる患者は、三重県におきましても3300人から3600人程度と推計をされています。

私の住む伊勢地域におきましても、熱心に在宅医療を進めている診療所もありますが、将来に向けてまだまだ在宅医療の体制整備が必要と聞いております。地域の受け皿が十分でない中では、地域医療構想を実現していくことは難しいのではないかと考えます。

次、2点目でありますけれども、八つの地域医療構想区域を設置し、きめ細やかに議論を進めていくことは評価はできるものの、より高度の急性期医療等、地域医療構想区域の垣根を超えた広域での医療提供体制の議論も必要ではないかと考えますが、この2点について御答弁をよろしく願いいたします。

[佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇]

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 地域医療構想の策定に関連いたしまして、在宅医療体制の整備、そして地域医療構想区域を超える医療のあり方に関する議論につきまして、県としての見解をお答えいたします。

まず、在宅でございますけれども、地域のあるべき医療提供体制を構築するための地域医療構想を実現するためには、病床の機能分化・連携だけでなく、御指摘のとおり在宅医療体制の整備等も重要と考えております。このため、現在、各地域で順次開催してございます地域医療構想調整会議の中で、

この地域における在宅のあり方ということで、地域の関係者から御意見、お考えを伺っているところでございます。

しかしながら、在宅医療の体制が十分でない本県といたしましては、全県的な体制整備の支援が必要と考えております。このようなことから、現在、県に設置してございます三重県在宅医療推進懇話会におきまして、在宅医療体制を構成する要素、これを整理いたしましたフレームワークづくりを進めているところでございます。

この構成要素といいますのは、具体的に申し上げますと、各地域ごとの在宅に関連する医療資源の種類、量だけでなく、具体的ながんとか認知症に対する症例に対する支援体制のあり方だとか、それから緊急時対応、相談窓口、患者の情報に関する共有するためのツールの有無、そういったものを確認させていただきながら、今後もこのフレームワークに基づきまして、十分でない地域があるとなればそういったところに対しましては、地域医療介護総合確保基金も活用しながら、市町におけます体制整備を支援してまいりたいと考えております。

続きまして、構想区域を超えた議論でございますけれども、先日の一般質問で答弁申し上げましたように、我が県は南北に長い地勢を有し、一定規模の人口が長軸方向に点在している、そういう地勢状況を勘案しながら、よりきめ細やかな議論ができますよう、細かく八つの区域に分けて地域医療構想調整会議を設置したところでございます。

しかしながら、より高度な救急医療や周産期医療といった構想区域を超える広域の医療提供体制や、先ほど申し上げましたように全県的な体制整備支援が必要な在宅医療体制、そして、我が県の課題でございます医療従事者の確保、こういった事項につきましては、構想区域にとどまらない議論、検討が必要と考えております。

こうしたことから、県といたしましては、県の医療審議会の関係部会、そして各種懇話会、検討会におきまして、これらの事項について議論を進めていくこととしています。

このように、医療審議会等におけます、より広域にわたる横断的な議論と、それから、地域医療構想調整会議におけます地域単位の自主的かつきめ細やかな議論を並行して行いまして、この両者によります重層的な意思形成の過程、これを構築しながら地域医療構想の実効性を高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔52番 中川正美議員登壇〕

〇52番（中川正美） 御答弁いただきました。この地域医療構想に関しましては、県民の方々全てにとって非常に重要であるとともに、各医療機関におきましても今後の経営にもかかわることであると考えられますので、十分に対応していただきたいと思っております。

その実現につきましては、今お答えいただきました在宅医療にかかわる体制整備を含め、今度の新しい基金でありますけれども、地域医療介護総合確保基金を有効に活用していただくとともに、もう一つ、先般の医療法の改正によりまして、地域医療連携推進法人制度、これがつくられたわけでありまして、この制度の活用も視野に入れながら着実に進めていただきたいと要望いたします。よろしくお願ひします。

次に、三重県消防庁の創設についてお伺ひいたします。

今回の伊勢志摩サミットの警察、消防の体制を考えますと、警察は、三重県警察本部という一つの組織のもとで、指揮命令系統が明確な中で警備体制が構築されていくものと思っております。一方、消防はそのような組織体制にあらず、消防組織法により市町村の責任とされており、警察のような組織にはならないと承知をしているがゆえに、県内の消防が一体となれない点を大変危惧するものであります。

国におきましては平成18年に消防組織法の改正を行い、消防を広域化して行財政上の様々なスケールメリットを実現するという考えのもと、いわゆる消防の広域化の推進を開始し、県におきましてはこれを受け、平成19年度末に三重県消防広域化推進計画を定め、段階的に広域化を進め、将来的には県

域一つの消防本部とする目標を定められています。

しかしながら、全国的には広域化が余り進まないため、国におきましては平成25年4月に推進方針が見直され、県もそれを受けて推進計画の改定を行っています。

現在の県の推進計画では、広域化の効果やメリットが具体的に期待できると予想される地域を優先的に広域化を推進するとしており、三つの地域、五つの消防本部をその地域として示されています。

そういった県の考え方も重要であるとは認識しますが、サミットの開催というこの機会をきっかけに、県域一つの広域化、わかりやすい言葉で言えば三重県消防庁とか三重県消防本部といった体制づくりに着手してはどうかと考えますが、県のお考えをお聞きしたいと思います。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 三重県消防庁を創設したらどうかという御質問でございますけれども、平成18年以降の本県の広域化の取組については、先ほど議員のほうから紹介がございましたとおり、当初県域1ブロックを目指しながら段階的に進めていたけれども、平成25年の法改正でもって、基準改正でもって、大幅な見直しをしたんですね。

という状況でございますけれども、そうした中で、基本的には私ども、県内15消防本部を県域1ブロックとするという議員の言われるような考え方につきましては、スケールメリットの点からいっても将来的には目指す方向であるというふうに認識しております。伊勢志摩サミットの中でも、今、15消防本部一体となって取り組んでおりますものですから、そうしたものも将来的には本当に目指すべきだと私も実感しております。

その一方で、出動体制や給与面の調整とか、あるいは市町災害対策本部や消防団との連携といった点におきまして、様々な課題も指摘されております。また、いざそういうことを推進するとなったときに、県が一気に県域1ブロックの広域化を進めるというのはむしろ、いろんな意味で市町との間にも無用のハレーションを生むのではないかという危惧もやはりございます。実

際、全国的にも13の県において、県域1ブロックの消防本部を目指して計画はしておるんですけども、いずれも、やはり必ずしも進展はしておりません。

そういう中でございますので、新しい消防の広域化の推進計画にのっとりまして、県としましては、将来的には県域1ブロックは目指しつつも、やはり市町や消防本部の実情を十分考慮しながら、消防の広域化については慎重に推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

[52番 中川正美議員登壇]

○52番（中川正美） 今、御答弁いただいたわけでありまして、県の考え方はわかりました。しかしながら、それを言っておりますとなかなか実現は難しいと、やはり県のリーダーシップを発揮していただきたいと思っておりますし、また、全国の事例を示されたわけでありまして、東京都におきましては既にもう東京消防庁というものをつくっております、これはやはり最終的にはそういう方向なんだと、こういうことでありますから、ぜひともこの機会に積極果敢に対応していただきたいと、こんなふうに思わせていただきます。

それでは、続きまして、地域金融機関に求める役割について御質問申し上げます。

現在国が進めている地方創生は、本格的な人口減少と地域経済の縮小の悪循環という危機的な課題を克服するため、東京一極集中に歯どめをかけるとともに、安心して豊かな生活ができる地域社会の形成、地域社会を担う多様な人材の確保、地域における就業機会の創出、いわゆるまち、人、仕事を一体的に推進することです。

三重県におきましては、地方創生の三重県版の総合戦略である三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）最終案が9月15日に議会に示されたところですが、こうした戦略の実効性を高めていくために、県が実施をいたします取組とともに、県内中小企業、小規模企業への経営支援、経営

改善など、地方銀行等が持つノウハウを生かした取組が必要でないかと考えるところでもあります。

そもそも地域金融機関の役割は、地域の中小企業、小規模企業から資金需要に応え、そして育てていくことであり、このことから、地方創生を進める上で地方銀行等に求められている役割は非常に大きいと思うところでもあります。

先般、ある新聞でこんな記事がございました。地方で一定の給料を払える仕事をつくらうとする地方創生の中心課題は、中小企業の経営状態をいかによくしていくかであり、金融機関が中小企業の生産性の向上をサポートできるかが地方創生につながると考えているということでありました。また、別のレポートでも、地方銀行には地域の実情に詳しい人材や情報が蓄積していることに加え、地域の資金も集積していることから、地方版総合戦略の実行への支援に対して大きな期待が寄せられているとの記載もございました。私も全く同感であります。

一方、最近では、地方銀行をはじめとする地域金融機関は全国的に、将来を見据えた経営基盤の強化などを目的に経営統合や再編の動きが活発化しております。こうした再編の動きもある中、金融機関自体が地域経済、地域社会の発展に寄与しながら収益を上げていくこと、そして、地方創生を進めるため積極的に関与し、モデル事業となる事例を数多く生み出すような取組を行うことを大変期待しているところでもあります。

全国の地方銀行でも、地方創生への具体的な取組も出てきております。例えば、行内に地方創生プロジェクトチームを設置し、県と連携協定を締結し、地方版総合戦略の策定支援を行ったり、独自に県内での創業支援の目標数を設定し、創業への支援に積極的に取り組んでいる事例もあるとのことでもあります。

こうした動きは県内の地方銀行に出てきております。県内のある銀行では、地方創生を支援する戦略をつくる役割を担う部署を設置し、来年5月の伊勢志摩サミットを契機に増加が見込まれる訪日外国人客の対応などのセミナー

を開催し、取引先である企業の後押しをする動きもあります。

そこで御質問いたします。地方創生を進めるため地方銀行に求める役割は大きいと考えますが、地方において仕事、人の好循環をつくり出すために重要な中小企業、小規模企業の振興等に関して、県として地方銀行に期待する役割についてどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、中小企業の後継者問題についてもお聞きしたいと思います。

一方、こうした地方創生の動きが進む中、県内の企業の声に耳を傾けますと、後継者問題の不安をよくお聞きするところであります。

先般、県内のある企業の社長から、金融機関などからの支援を受け、何とか会社を維持できているが、まだまだ先行きも不透明な部分も多くあるなど厳しい経済情勢の中、息子に跡を継がせたいという思いはあるが大変な思いもさせたくない、先日、取引先の会社に自社の面倒を見てもらえないかと相談に行ったが、資金面での支援は幾らでも検討するが、事業承継など経営面全体となると厳しいと言われたという話を聞きました。

こうした問題がある中、県内企業の減少を防ぐためには、後継者問題や事業承継とあわせて、新たな創業を生み出す取組も必要となってきます。先ほど、地方銀行が創業への支援に取り組んでいる事例も御紹介させていただきましたけれども、こうした後継者問題や事業承継の支援や創業支援については、地方銀行をはじめとする金融機関だけではなく、行政が主導して連携しながら対策を行っていくことが必要と考えますが、この点についての県の考え方を聞きたいと思います。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 2点御質問いただきました。

まず1点目が、地方創生において地域金融機関に求められる役割についてでございます。

最終案をお示ししました三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）において、中小企業、小規模企業の振興については、人材の育成確保、販路開拓の支援、資金供給の円滑化による経営基盤の強化、創業、第二創業の促

進など、きめ細かな支援に取り組むこととしております。

この戦略を進めていくに当たっては、日ごろから中小企業、小規模企業と接し、地域の実情や企業の業況をよく知る地域の金融機関が果たす役割は大きく、自らの人材、情報、ネットワーク、地域密着型金融で培ってきたノウハウ、資金等を活用して、地域産業の活性化につなげていただきたいと思いますと考えております。

地域金融機関は、企業のライフステージに応じた円滑な資金供給はもとより、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関として中小企業の経営分析や事業計画策定の支援をしていただいております。本年からは、議員からも御紹介がございましたように、県内金融機関において地方創生に関する専門組織の設置を進めるとともに、市町や商工会議所との地域経済の活性化に関する相互連携協定の締結や地方創生セミナーの開催などをしていただいているところでございます。そのほか、地方版総合戦略の策定に必要なノウハウや情報の提供など、具体的な取組を既に展開していただいているところでございます。

また、平成26年4月に施行しました三重県中小企業・小規模企業振興条例第10条において、金融機関は、中小企業、小規模企業の円滑な資金調達及び改善に協力する役割とともに、中小企業、小規模企業に対する支援等を通じ、地域の経済、社会への貢献につなげていくよう努める役割があることを規定しており、県内5地域において設置しましたみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会において、地域金融機関にも各地域の協議会メンバーとして加わっていただき、協働して課題解決に向けた取組を推進しているところでございます。

そのほか、県と地方の金融機関と連携した取組としましては、中小企業、小規模企業の大都市圏や海外への販路開拓を支援する沖縄国際物流ハブを活用した三重県産品輸出支援事業において、事業の説明会、それから国際食品商談会の開催などにおいて連携をしておりますし、フードコミュニケーションプロジェクト推進事業におきましては、個別商談会の実施などを地域金融

機関と連携して進めているところでございます。

それから、9月定例会議におきまして提案しております補正予算、プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業におきましては、地域金融機関と連携して、潜在的な成長可能性を持つ企業を発掘し、地域の中小企業が、新事業や新たな販路の開拓など、攻めの経営や経営改善に取り組むための支援を行うこととしております。

今後も地方創生に向け、中小企業・小規模企業振興条例の基本理念に基づき、地域金融機関をはじめ、商工関係団体、高等教育機関等と密接に連携した取組を進めてまいります。

プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業につきましては、9月の定例会議で提案しております。失礼いたしました。

それから、もう1点、中小企業の後継者問題についての点でございます。

中小企業、小規模企業にとって、経営者の高齢化と後継者難は業績悪化や廃業に直結するものであり、雇用の場を確保していくためにも、後継者の確保や円滑な事業承継に向けた取組が重要と考えております。

これらの課題に対応するため、三重県としてはM I E戦略経営塾を開催し、次世代経営者の育成を支援しているところでございます。

また、三重県産業支援センターにおいて、国の委託事業を受けて事業引き継ぎ支援センターを設置し、金融機関経験者など専門家による後継者や事業引き継ぎに関する相談対応など、金融機関等のネットワークを活用しながら取り組んでいるところでございます。

創業支援についてでございます。地域経済のグローバル化や構造変化への対応、人口減少社会の到来による少子・高齢化や地域の過疎化など、新たな社会的問題の解決策の一つとして、創業、第二創業支援が必要であると考えております。

このため、創業間もない県内企業と首都圏大企業とのビジネスマッチングを実施するとともに、県中小企業融資制度、創業・再挑戦アシスト資金の拡充、クラウドファンディングに関するセミナー開催に加え、国、県、地域金

融機関からの拠出によるみえ地域コミュニティ応援ファンドにより、創業者等を対象とした助成金の交付を行うなど、関係機関等と連携して創業・第二創業の支援に取り組んでいるところでございます。

今後、地域金融機関、商工団体、三重県産業支援センター、教育機関等と相互に連携を図りながら、中小企業、小規模企業の後継者問題に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

[52番 中川正美議員登壇]

○52番（中川正美） 御答弁いただきました。

先般9月19日の新聞によりますと、国の機関であります金融庁が、全国の地方銀行が地元経済にどれほど貢献しておるかということ、数値指標を導入する、こういう方針がされました。

県としては三重県内のそういった銀行に対してそういうことは難しいわけでありまして、いずれにいたしましても、県内の金融機関が地域活性化ということで、地元のいろんな産業等々により高く、より幅広く積極的に関与していただきたいと、こんなふうに思わせていただきます。

そして、後継者の問題、今、御答弁いただいたわけでありまして、もう一つ大きな課題がございます、若者の県外流出の問題があるわけです。

ちなみに、今年4月の三重県の大学進学者、8076人いらっしゃるんですが、県内の大学に進学した者は1718人で21.3%、そのほとんどが、80%近くが県外の大学に行ってみえるわけです。そして、大学を卒業しても、要するに帰ってくる若者というのはもう3割程度と、こういう現状でありますから、いろんな問題点があるにしても、やはりそういった若者の定住というんでしょうか、それが大きな課題であるわけでありまして、したがって、県外流出を抑えるためにも、要するに県内の高等教育機関の魅力向上、また、充実を図って、県内の高校生にとって進学先の選択肢を増やすことが非常に重要だと考えますが、中長期的な視点からどのような取組をしたのかお聞きしたいと思います。

○戦略企画部長（竹内 望） 若者の県内定着を促進するという非常に大事な
ことだと思っております、県内の高等教育機関が学生を確保する、あるいは
魅力を向上する、充実する、それから、就職を支援する、こういった高等
教育機関の取組を積極的に支援していこうというふうに考えております。

具体的には、今年度から県単独の補助金を創設いたしまして、高等教育機
関が取り組まれております学生確保、あるいは県内定着、それから地域貢献、
こういったことに対する高等教育機関の取組を支援するというようなことを
始めておるところでございます。

それから、昨年度は、県内13高等教育機関がございますけれども、その
長と知事が意見交換会をしていただきまして、そこで、管内の高等教育機
関と県が連携をして、高等教育機関コンソーシアム三重と、仮称ですけれど
も、これを今年度末には創設しようということで、現在、その中身ですけれ
ども、授業の相互開放であるとか、あるいは共同授業であるとか、あるいは
単位交換、就職支援、中長期的に何ができるかということ、今、具体的に
高等教育機関と検討を進めておるといふようなところがございます。

加えまして、大学生等を対象といたしまして、県内への定着という一定の
条件のもとで奨学金の返済の減免というふうなことについても来年度予算に
向けて検討を進めておるといふような状況でございます。

〔52番 中川正美議員登壇〕

○52番（中川正美） 御答弁ありがとうございます。そういう方向で対応し
ていただきたいと思います。

続きまして、子ども・子育て支援新制度についてお聞きしたいと思
います。

平成24年8月に成立いたしました子ども・子育て支援法に基づきまして、
本年4月1日からいよいよ、子ども・子育て支援新制度が施行されました。

この法律は、現在大きな社会問題となっております少子・高齢化問題を解
消する手段の一つとして制定されたものであります。このうち、質の高い幼
児期の学校教育、保育の総合的な提供を目指して、認定こども園は幼稚園と

保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化にかかわらず継続して利用することができ、さらには地域の子育て支援も行う施設であり、新制度が目指している子どもを産み育てやすい社会を実現するため、大きな役割を果たすことが期待されています。

しかしながら、5月に内閣府が公表いたしました4月1日現在の認定こども園の数についてという資料を見てみますと、全国に認定こども園は前年度の1360件から倍増して2836件となったのに対しまして、三重県では前年度の5園から8園に増えるにとどまり、設置数そのものが少ない状況であります。

このことは、県内の私立幼稚園関係者などに考えを聞いてみますと、変化を望まないといえますか、これまでの私学助成による経営を引き続き行いたい意向も強いようではありますが、また、幼稚園が認定こども園になるには、認可保育所や保育所機能をあわせ持つ必要があります。幼稚園では3歳から5歳児の幼児教育を行っており、保護者は基本的には就労しておらず、教育時間も4時間と短時間ですが、保育所を併設するとなりますと、0歳から2歳の乳児保育、就労で忙しい保護者への対応、開所時間は原則11時間を求められることとなり、人材の確保など、現実的な課題もあると聞いています。

そこで質問でありますけれども、県では認定こども園の設置が進んでいない状況についてどのように考えているのかお聞きしたい。

また、二つ目は、認定こども園の普及につきまして、今後どのように取り組んでいくのか、お聞かせ願いたい。また、三つ目は、幼稚園が認定こども園になるには、保育を行うための施設整備、人材確保、保育所など運営に関するノウハウを必要といたしますが、その支援策はあるのかお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

〔岡村昌和健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 子ども・子育て支援新制度につきまして3点ほど御質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきますと思います。

まず、認定こども園の設置が進んでいない状況をどのように考えるかというところでございますが、新制度に伴います認定こども園への移行に当たりましては、運営事業者や市町がその地域における幼児期の学校教育あるいは保育に対するニーズや将来展望を踏まえ、また、私立幼稚園におきましては建学の精神なども踏まえた上で、人材確保、開所時間、経営収支など、こういった議員も紹介にありました現実的な課題についても様々に検討していただきまして、御判断をしていただいたというところでございます。

しかしながら、教育、保育の費用、いわゆる公定価格の問題でありますとか、あるいは利用者負担額の基準などにつきまして国の決定が遅れ、また、十分な情報が得られないという中で判断をせざるを得なかったということから、全体として様子見というふうな傾向が強くなりまして、本年4月からの新制度スタート時点におきましては認定こども園への移行が進まなかったというふうに考えているところでございます。

続きまして、その設置促進に向けてはどのように取り組んでいくのかということでございますけれども、一方で、現在の各市町の子ども・子育て支援事業計画におきましては、平成31年度までの5年間に設置する認定こども園の数は合計で38園というふうになっておるところでございます。県といたしましては、これらも含めまして、今後、認定こども園への移行を検討している事業所に対しまして必要な情報を迅速に提供するとともに、市町と連携しまして適切な相談対応を行っていきたいと考えております。

また、認定こども園の周知、広報に取り組むとともに、各市町におきまして認定こども園の利用を希望する方のニーズを的確に把握し、認定こども園の設置、移行ができるように支援をしてまいりたいと考えております。

3点目でございますけれども、幼稚園が認定こども園に移行するに当たりましての支援ということでございます。

まず、施設整備についてでございますけれども、幼稚園が認定こども園に移行するに当たりましては、保育所部分を整備するという場合には、国におきまして、保育所等整備交付金などによりまして財源措置が行われていると

いうところでございます。

保育人材の確保につきましては、県が保育士・保育所支援センターに委託いたしまして、潜在保育士の職場復帰支援研修でありますとか、あるいは就職ガイダンス、就職フェアを開催するとともに就職相談を行うなど、各事業者や市町の人材確保を支援しておるところでございます。

また、保育所等の運営に関するノウハウの提供につきましても、管理職を対象といたしました職場改善・トップマネジメント研修を実施することを予定しておるところでございます。

これらはいずれも保育所を支援する制度ではございますけれども、幼稚園が認定こども園に移行する際にも、こうした事業等を活用して支援を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

[52番 中川正美議員登壇]

○52番（中川正美） 御答弁いただいたわけでありますけれども、いずれにいたしましても、今年4月1日現在、県内の私立幼稚園が認定こども園になったのが8園という状況であるわけですね。これは、全国都道府県、沖縄県から北海道まで全国共通の課題があると思うんです。そういった中で、実は沖縄県が5園であったわけです。三重県が2番目の8園であったわけです。そういうことでありますから、言うならば沖縄県に次いで2番目に少なかったと、こういう現況ですよ。

今、るる局長からお話ございましたけれども、三重県がより県内の私立幼稚園に対して説明がある意味で不十分ではなかったのか、そんなふうな私は認識をするわけなんですけれども、そのあたりはどう反省といいますか、検証してみえるのか、お聞きしたいと思うんですが。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 先ほども御答弁申し上げましたとおり、国のほうの情報の提供が遅れたということもございまして、私どものほうとしても、それをなるべく早くいくというふうなところの部分についてはある程度考えないといけないところがあったのかなとは思ってお

りますが、一方で、やはりそれぞれの保育所、幼稚園の方々、事業者の方々の意向も尊重しながら対応してまいったという部分があると思います。

今後はそういったことも踏まえまして、迅速な情報提供、情報収集に努めまして、ニーズに応じた対応をしていきたいと思っております。

[52番 中川正美議員登壇]

○52番（中川正美） この問題、大変難しい問題でありますけれども、私も私立幼稚園の関係者にお会いしますと、本当に真剣に悩んで苦しんでおりました。それは、園の経営状況はもちろんでありますけれども、子どもたちにとって何が一番大事かと、どういう選択が必要なのかということで本当に自問しておってこういう結果になったわけでありますから、よりきめ細かい対応をお願いいたしたいと思えます。

それから、こういう形で、認定こども園に移行しなかった、そういった私立幼稚園もあるわけですね。そうしますと、今後もこういう形で私学助成を利用して財政支援を引き続き行っていかなきゃならんわけであります。これはいつも、毎年私立幼稚園に対して、要するに経常費の助成があるわけですが、本当に県単の部分は少ないんです。これに関しましては知事もよく御承知だと思うんですが、財源的なことありますから、総務部長、どうお考えになってみえるかお聞きしたいと思います。

○総務部長（稲垣清文） 私学の助成につきましては非常に県政の運営の中でも重要な事業の一つであるというふうには認識しておりますけれども、厳しい財政状況の中で、まずは事業担当部局におきましてしっかりした精査を行っていただいた上で、やはり全体といたしましてメリ張りのつけた事業選択と申しますか、そういった形の中で全体の事業構築をしていただくということになってくるのではないかと思っております。

以上でございます。

[52番 中川正美議員登壇]

○52番（中川正美） 知事も、子どもは宝であると、こういつも力説しておりますので、未来への投資ということでぜひとも格段の御理解をいただきたい

など、こんなふうに思っております。

最後の質問でありますけれども、三重とこわか国体の開催をきっかけとしたレガシー、これは車の名前ではございません、レガシー、遺産についてお聞かせ願いたいと思います。

レガシーとは、I O Cの憲法とも言えるオリンピック憲章において、オリンピック競技大会のよいレガシーを開催都市並びに開催国に残すことを推進するとされているところであり、近年、国際オリンピック委員会が最も力を入れているテーマの一つとなっています。

オリンピック、パラリンピックと同様に、今年度開催されております和歌山国体においても、スポーツの振興やスポーツ環境の整備充実はもちろんのこと、地方文化の振興やスポーツ人口の拡大など、県政発展に大きなレガシーを残せるよう、総力を挙げて取り組まれているということでもあります。

私は、平成33年に三重県で開催する国体につきましても、施設整備など有形のものから人づくりなど無形のものまで、幅広い分野でレガシーを築いていくことが重要だと考えています。

平成32年に開催されます東京オリンピック・パラリンピックにおきましては、世界最大級のスポーツの祭典として、スポーツ・健康、文化・教育、街づくり・持続可能性、経済・テクノロジー、復興・オールジャパン・世界への発信を5本柱に、東京都では新たな発展や質的向上などレガシーを築くことを目指して、アクション&レガシープランの策定準備が進められていると聞いております。

平成33年、ここ三重県で開催されます三重とこわか国体についても、この大会の開催をきっかけに、スポーツの振興はもちろんのこと、スポーツを通じた人づくり、地域の活性化につなげ、後世に残る三重らしいレガシーを築いていただきたいと思いますが、知事はどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 三重とこわか国体の開催をきっかけとしました、有形、

無形のレガシーの構築について御質問いただきました。

平成33年の国民体育大会は、昭和50年のみえ国体以来、実に46年ぶりの開催となります。前回の大会では、多くの方の献身的な御尽力により、選手育成の基盤となる競技団体がさらに成熟するなど、数多くの競技において普及振興が一層進むこととなり、今日の本県におけるスポーツの基盤となっております。

三重とこわか国体においても、国体の開催を一過性のものにしなないという考えのもと、開催基本構想の策定に取り組んでいるところであります。この開催基本構想の素案の中で、国体開催を契機として、多くの子どもたちが国体の競技を間近に見ることでスポーツに興味や関心を持つようになる取組や、活躍した選手がやがて指導者として成果を上げるなど、選手が次世代の選手を育てていくといった好循環を目指す取組、さらにはスポーツを通じた地域活性化につながるような取組などを盛り込んでおります。

このように、三重とこわか国体開催を通じた取組や得られた経験を次世代に引き継ぎ地域に根づかせていくことで、スポーツによる元気な三重づくりを目指していきたいと考えております。

前回の昭和50年のみえ国体との違いといえば、先ほど議員からもありましたように、前年にオリンピックがあったり、インターハイや全国中学校体育大会という大きな流れが集中的にあるということや、あるいは、近年の障がい者スポーツの注目度、これも前回と違うと思いますし、我が国全体のスポーツの世界的なレベル、これも違ってきていると思います。加えて、県政においてはスポーツというものを政策に置きまして、スポーツ推進条例も制定したということも前回と違うというふうに思っております。

したがいまして、先ほど申し上げたようなことに加えて、競技力の向上や子どもの体力向上、また、キャンプ地誘致などの国際交流や誘客による地域活性化の推進、これも国体とあわせてそういう地域活性化の推進、それから、障がい者スポーツの発展、こういうことも含めて、有形、無形のレガシーを残していけるように全力で取り組んでいきたいと思っております。

[52番 中川正美議員登壇]

○52番（中川正美） ぜひとすばらしいレガシーを築いていただきたいと、こんなふうに思います。

そこで、若干時間が残っておりますので、1点だけ要望といいますか、御質問申し上げたいと思います。

知事の政策集「みえ『開花』宣言。」の中で、「三重県の豊かな文化の振興」という項の中に、平成29年に、かつてプロ野球で頑張った沢村栄治の生誕100年ということで、沢村栄治生誕100周年記念企画、これに取り組みますよ、こう書いてあるわけなんですけど、私も伊勢なんですけれども、本当に10代でアメリカのペーブ・ルースと対戦して立派な成績を挙げたと、そして、その後、巨人軍に入って、現在の沢村賞なるものがあって、まさに僕は、レガシーの一つかなと、こんなふうに思っておるわけなんですけど、まだまだ平成29年ということで先がありますけれども、私はやはり、こういったすばらしい方々がいらっしゃったという中でも、特に沢村栄治、平成29年に向かっていろんな対応を考えてみえると思うんですが、そういった、書いてございますので、知事の御所見でもあればお聞かせ願いたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 先般の倉田山の野球場の改装に伴って巨人一阪神戦のオープン戦をやった、それによって沢村さんのところも来ていただいて非常に盛り上がったということもありましたので、平成29年においてそういう取組をしたいと思っております。再選させていただいた後に、現在のスポーツ推進局、あるいは関係する企業の皆さんに具体的に検討を進めるように既にお願いをしておるところでありますので、これから平成29年に向かって具体化を進めていきたいというふうに思っております。

[52番 中川正美議員登壇]

○52番（中川正美） 大いに期待して終わります。ありがとうございました。

（拍手）

○副議長（中森博文） 1番 芳野正英議員。

[1番 芳野正英議員登壇・拍手]

○1番（芳野正英） 四日市市選出、新政みえの芳野正英でございます。

この伝統ある三重県議会で、初めて一般質問をさせていただきます。

柄にもなくちょっと緊張しております、落ちつくまでちょっとそごがありましたらまたお許しをいただきたいというふうに思います。

私ごとですけれども、今日9月30日というのは私の41歳の誕生日でございます。

〔「おめでとうございます」と呼ぶ者あり〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

誕生日に一般質問をさせていただくということで、まずは、生み育てていただいた両親と家族、それから、今日も傍聴席にもおりますし、テレビの前にもいらっしゃると思いますが、支援をいただいた皆様、そして、日程変更によりまして質問をかわっていただきました田中智也議員をはじめとする新政みえの皆さんに感謝を申し上げて、一般質問を進めたいと思います。

まずは、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）についてお伺いをしたいというふうに思います。

知事はこの定例会議の冒頭に、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）中間案についての知事提案説明において、新しい豊かさについて発言をしておられます。

その中で、「幸福実感日本一を目指す上で、精神的な豊かさや経済的な豊かさに、もう一つ、社会のシステムやつながりの豊かさを加えた三つの豊かさに着目し、政策を推進していく必要があると考えています。」と述べられています。

さらに、社会のシステムやつながりの豊かさとは、例えば社会のセーフティネットや人と人のきずな、地域のネットワークなどの豊かさだというふうにも示しておられます。

私もこの考え方には共感をするものでありますけれども、この説明をもう少し詳しく説明していただけないかなというのが冒頭の質問でございます。

特にこうした考え方というのは、これまで1期目の4年間ですとか、知事

の選挙のときの政策集、先ほど中川議員の質問でもありましたけれども、「みえ『開花』宣言。」、ここにはエッセンスはありますけれども、こうした文書での表記というのはありませんので、どのようなきっかけで、特に三つ目の豊かさというのを加えようと思ったのか、まずこれをお聞きしたいというふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） まずは、誕生日おめでとうございます。私も1カ月前に41歳になりました。同い年でございますので、ともに頑張りましょう。

新しい豊かさの考え方について、これに至った経緯や思いなどについて答弁をさせていただきたいと思います。

私は4年前の知事就任時の最初の知事提案説明におきまして、これからの三重県には果たすべき二つの重大な役割があると申し上げました。一つは日本経済をリードすることであり、もう一つは新しい豊かさの実現です。

右肩上がりの成長が望めなくなるこれからの成熟社会においては、地域経営のあり方として、GDPなどの経済的な尺度だけでなく、例えば個人の幸せや生活の質的な面にも着目した新しい豊かさを目指す視点が重要になってくると考えました。

そして、衣食住だけでなくいろんな豊かさを抱えている三重は、新しい豊かさを実現する潜在的な力を秘めており、三重こそが新しい豊かさのモデルにふさわしく、その役割を率先して果たしていかなければならないとの強い思いがありました。

これは、私自身が他県に長く住んでいたからこそ、三重県に長く住んでおられる方、県民の皆様は当たり前と思っている部分があるかもしれませんが、そういう潜在的な力を持っていると私は強く思っております。

こうした思いから、みえ県民カビジョンの中で新しい豊かさの考え方を打ち出したのですが、第一次の行動計画では新しい豊かさを政策につなげていくところまで具体化させることができず、自分の中では大きな宿題となっていました。

2期目を迎え、国内景気は回復の動きも一部では見られますけれども、県内の中小企業、小規模企業には、いまだ景気回復の実感が伴っていません。本格的な人口減少社会の到来を迎え、地域の活力の低下や担い手不足が懸念されています。

県民生活の現実に照らせば、命や暮らしに関する、安心、共生、優しさの視点が一層重要になっています。

これまで、県政運営の基本姿勢として現場重視を掲げ、自らもあらゆる機会を通して現場に足を運び、県民の皆さんの日々の暮らしぶりを肌で感じてまいりました。

その中で、例えば、1人で働いて子どもを育てており、収入が十分でない上に仕事も休めず、子どもにもつらい思いをさせている、職場でキャリアを積んでいるが、病気の親を預かってくれる施設が見つからず、介護で仕事をやめなければならない、通院や買い物に利用できる公共交通機関がなく、今は車を使っているが、高齢であり将来を考えると大変不安、こうしたたくさんの方の切実な声をいただきました。

日々の暮らしの中で不安や問題を抱え、夢や希望を持つこと自体が難しい方には夢や希望が持てるよう、また、夢や希望の実現に向けてチャレンジしている方にはその努力が報われるよう、必要なサポートが得られることの大切さを改めて感じているところであります。

第二次行動計画では、こうした課題を解決し、幸福実感日本一の三重を実現するため、我が国の歴史の中で、その時々々の豊かさを追い求める舞台の中心にあって、多様な資源を活用し豊かさを創造してきた三重のDNAを生かし、三重だからこそ実現できる新しい豊かさに向けてチャレンジしていくこととしました。

豊かさといえば、これまでは精神的な豊かさと経済的な豊かさの二つで語られることが多かったと思います。精神的な豊かさは、例えば自己実現や生きがい、安心などにより得られるもので、経済的な豊かさは、GDPや所得などに代表され、人々の暮らしを安定させる、いわばベースとなる豊かさです。

そして、成熟社会においては、もう一つベースとなる豊かさとして、社会のシステムやつながりの豊かさというものがあると考えています。

例えば、社会のセーフティネットとしての社会保障制度や地域における相互扶助の活動があります。また、様々なきずなやつながり、ネットワーク、NPOやボランティアの活動なども含まれます。個人がその能力を高め、自己実現を図るための機会としての教育やスポーツ、文化も重要です。

そして、こうした活動や環境を支える、地域をよくするために主体的に行動する人々、アクティブ・シチズンの存在そのものがとても大切だと考えます。

これらはいわば、個人が社会に参画し、持てる能力を發揮しながら、より生き生きと暮らすことを可能にする社会の様々なシステムやつながり、活動であります。

こういうものは、これまで積極的に、豊かさ、豊かかどうかの尺度として捉えられてこなかったと思いますが、精神的な豊かさを得る上でも欠かせない大切なものだと考えています。

精神的な豊かさは内面的なものであって、県民の皆さんの幸福実感と密接にかかわっています。

一方、経済的な豊かさと社会のシステムやつながりの豊かさは社会全体としての豊かさであり、精神的な豊かさを支えるベースとなるものです。

この三つの豊かさ全てを追求することで享受できる豊かさこそが、時代の分水嶺の先の新しい豊かさだと考えます。新しい豊かさにより、県民の皆さんが夢や希望を持ち、アクティブ・シチズンとして生き生きと活動できるようになり、その活動が原動力となって地域の活力や魅力が向上するとともに、地域への愛着や誇りが一層強まり、さらに次の世代につながるというよい循環が地域に生まれ、県民の皆さんの幸福実感が高まっていくと考えています。

第二次行動計画においては、こうした地域社会の姿を目指し、社会全体の安全・安心のシステムの充実や自己実現の後押しなど、新しい豊かさの五つの視点に基づいて施策を展開していくことで、人口が減少する中でも、地域

が持続的に活性化し、県民の皆さんが夢や希望を持って幸福を感じながら暮らすことができ、そして、そのことが次世代にも引き継がれていくようにしたいと考えており、全力で取り組んでまいります。

以上です。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

1点確認をさせていただきたいんですけども、よく知事は県民との協創という単語を使われていますけれども、ここの先ほど御説明いただいた部分でも、やはり今、現在の状況を鑑みますと、三重県も限られた資源の中で先ほど申されたようないろんな課題を解決していかなければならないと、そのためには、やはり県が主導するだけではなくて、県民の皆さんと協創することによってそういった課題の解決を図っていくと。

つまり、今回新しくできた三つ目の豊かさというのは、これまでもおっしゃっていた協創の取組を進める、ここがリンクをしているということを確認させていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○知事（鈴木英敬） まさにおっしゃるとおりでリンクをしていると考えています。協働ではなくて協創というのは最初みえ県民力ビジョンに入れたのは、協働というのは、いわば役割分担で範囲を決める、ここは官、ここは民がやるんだけれども、それを一緒にやりましょうと、そこまで、アウトプットの段階までしか問うていなくて、協創というのはさらに、それに成果を、何か、例えば新しい豊かさをともにつくり出していくというアウトプットまでコミットした概念が協創でありまして、そういう意味では、社会のシステムやつながりの豊かさというのはまさに協創とリンクして、協創から生み出されてくる、そういう豊かさであるというふうに考えております。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

まさに私が思っていた部分のすり合わせをさせていただいたんですが、そのとおりだということなので、その上で、同じように知事提案説明において

も知事は、行財政改革の取組の説明で、これまでの県庁内部を中心とした変革から、県民との協創の取組の推進や、現場重視で県民の皆様へ成果を届けるための取組の推進といった、県民の皆様とともに進める県政運営の変革に重点を置いた取組を推進するというふうに述べられておりますので、その方向性は確かにしっかりとあるんだなというふうに思います。その体制づくりを進めるということで、この素案の中にも書かれております。

これ、私も全員協議会の中で質問させていただいて、ここに取組を進めますというふうには書いてありますが、じゃ、どういった体制でそれを推進していくのかというところの質問をさせていただきましたが、今ちょうど庁内でも調整中ということで、今年度中に明らかにしていきたいというふうな答弁をいただきましたが、知事のこれほどの思い入れのある協創という取組であったりとか豊かさにつながっていく部分であるのならば、私はこの推進体制というのを、例えば協創づくり推進本部ですとか、そういった全庁横断的に目くばせできるような推進体制をつくるべきではないのかなというふうに思いますが、その点のお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

〔稲垣清文総務部長登壇〕

○総務部長（稲垣清文） 協創の取組についてでございますけれども、県民の皆さんとの協創の取組の促進におきましては、その取組方向として様々な主体の行う公を担う活動を結びつけまして、活動の輪を広げるための県民力の拡大支援でありますとか、県民の皆さんが主体として活躍できる場が増えるように県の事業のあり方を見直す県民力発揮支援につながるような、具体的な取組を年度内に策定していきたいというふうに考えておるわけでございます。

この具体的な取組の検討の中で、当然のことながら議員御懸念の推進体制のあり方についても、今後しっかりと適切に検討していきたいというように考えておるわけでございます。

以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

なかなか具体的にずばっとわかるような答弁ではなかったので今後の期待を待つことにしたいと思えますし、引き続き私自身としても、問題点というか、関心を持って見ていきたいというふうに思います。

今日は知事からも、新しい豊かさの考え方、協創との考え、私も同じような考え、価値観を持っておりますので、これが行政的な文書にあるだけじゃなくて、もう実効的な取組になるように願って確認をしていきたいというふうに思います。

なぜそれを思うかという、今の現状の県の組織のあり方の中で、こういった協創の取組ですとか庁内横断的な取組の中で、方向性を一緒にして課題解決に向かっていくということが果たして本当にできているのかという課題を持って、私、今日はおりますので、質問をさせていただきました。

具体的に、次はちょっとその具体例を使って、今の現状どうなっているのか、ちょっとお聞きしたいんですけども、通告では、子どもの貧困と、それから、困難を有する子ども、若者への支援策、それから不登校対策、こういった面において、各部局でそれぞれ取組をされていると思うんですが、それに関する役割分担、そして、今、現状どうなっているかというのを、特に子どもの貧困対策ですと、今、計画をつくっていただいていると思えますので、そういったところにどういうふうに盛り込まれているのかをお聞かせいただきたいというふうに思います。

〔岡村昌和健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） それでは、私のほうから、子どもの貧困対策、それとあわせて、困難を有する子ども、若者への支援の関係につきましても御質問いただきましたので、お答えさせていただきたいと思えます。

まず、子どもの貧困対策につきましては、昨年度策定いたしました「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の重点的な取組の一つとして位置づけまして、みえ子どもスマイルプラン推進本部会議などを通じまして、各部

局が連携して対策を進めているというところでございます。

今年度は、これを着実かつ継続的に実行するために、議員も御指摘がありましたとおり、三重県子どもの貧困対策計画、仮称でございますけれども、この策定を進めておるところでございます。計画の策定に当たりましては、庁内関係部局担当で構成いたします庁内ワーキンググループ会議を設置しまして、関係部局が連携して実務的な検討を行っているというところでございます。

また、子どもの貧困対策に取り組む上では、市町や関係団体との連携も非常に重要なと考えておりますので、福祉の相談現場を担い、支援が必要な人に一番身近な存在であります市町の声も聞きながら計画の策定を進め、市町や関係団体と連携して取組を進めていきたいというふうに考えております。

続いて、ひきこもりでありますとか若年無業者など、社会生活を営む上で困難を有する子ども、若者への支援についてということでございます。

これらの方々に対する支援につきましては、例えば不登校状態にある子どもの学校卒業後でありますとか、あるいは高校中退後の支援が途切れるといったようなことがありまして、必ずしも継続的な支援とはなっていないのではないかとというような課題を認識しております。

ということもありますので、こうした方々に対しましてはきめ細かく途切れない支援を行うということが重要と考えておりまして、教育、就労、福祉、精神保健など、多分野での連携が重要であるというふうに考えております。

このため、本県といたしましては、市町教育委員会等の担当者でありますとか、活動いただいています団体、個人から成る青少年育成市町民会議に対しまして、取組を進めるように働きかけを行っております。

また、支援を行っていただいていますNPO等の団体の状況把握にも努めておりまして、今後、市町の担当部署を訪問いたしまして、これらの情報提供を行いながら連携体制づくりを促進していきたいと考えております。

また、そのほか、県全体の連携体制づくりというのも必要かなというよう

に考えておりますので、県教育委員会のほか、国の関係機関や支援団体等と
取組方法について検討を進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 子どもの貧困対策や不登校対策における他の機関と
の連携について、県教育委員会の現状と今後の取組について御答弁申し上げ
ます。

本県の公立小・中学校における平成26年度の不登校児童・生徒数は1903人
で、平成25年度と比較して78人増加しています。

県教育委員会では、不登校児童・生徒への支援として、スクールカウンセ
ラーやスクールソーシャルワーカーの積極的な活用により、児童・生徒の心
理的、福祉的な課題の解決を行うとともに、貧困等、経済的な支援が必要な
場合には福祉関係機関との連携を働きかけています。また、市町教育委員会
が設置する教育支援センター、あるいは適応指導教室と呼んでおりますが、
そこに教職員を派遣し、学校に通学することが困難な状況にある児童・生徒
への支援を行っております。

また、一方で、民間施設等へ通う児童・生徒がいることから、県教育委員
会では、フリースクール等民間施設と連携している市町教育委員会に対しま
して補助事業を行い、子どもたちの体験活動等についても支援を行っており
ます。

また、不登校の子どもたちへの途切れのない支援を目指して、フリース
クールなど民間施設や不登校にかかわる各関係機関などが協働して設立いた
しましたみえ不登校支援ネットワークに県教育委員会も参画し、情報交換や、
あるいは、本年は11月3日にアスト津アストホールで開かれますみえ不登校
フォーラムなどを通じて連携を図っているところでございます。

今後でございますが、まずは、国におきましては教育再生実行会議第五次
提言を踏まえ、フリースクールなどで学ぶ子どもたちへの支援策の検討も始
められていると聞いております。

県教育委員会といたしましても、その動向を注視しつつ、一人ひとりの子どもたちが生き生きと輝くことができるよう、社会の様々なシステムやつながりを大切にし、各関係機関やフリースクールなど民間施設との連携の充実を図ってまいります。

以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

貧困対策に関しても子どもスマイルプラン推進本部会議で議論をしていたいておるといことでありまして、不登校の問題に対しても不登校のネットワークを使っていろいろ議論をしているところでもあります。

御指摘いただいたように、例えば高校で不登校になっていた生徒なんか、高校に在籍している間は県教育委員会のフォローが受けられるわけですが、中退をしてしまいますと、もしくは卒業した後というのは、県教育委員会のそういうフォローから外れていってしまうと。そこにうまく、子ども・家庭局であるとか、担当の部署に中退者の情報が入ってきてフォローができるのか、それがなければなかなかネットワークというのは機能していかないのかなというふうに思います。

特に、あとは適応指導教室に関しても、これは各市町の適応指導教室なんかは、市によっては非常に劣悪というか、古い建物でいまだにその適応指導教室をやっている、どこか新しい場所をとというような課題も抱えていたりします。

そういった課題についての、やっぱりしっかりきめ細かい支援をしていたければなどというふうに思うんですけども。

ちょうど、ちょっとこれ、子どもの貧困等々の話から外れるんですが、実は昨日、別のネットワーク会議、私、ちょっと傍聴させていただきました。四日市市地域の障害保健福祉圏域自立支援協議会という障がい者の対策のネットワークを使った協議会の傍聴をさせていただきました。

大丈夫です。質問しないので、廣田雇用経済部長、大丈夫ですよ。

これ、例えばハローワークですとか、それから、各市町の障がい関係、それから勤労関係の部署が入っていただいたりとか、就労移行支援事業所とか、それから障がいを持ったお子さんの保護者とか、それから四日市障害者就業・生活支援センター、四日市地域はプラウといいますが、この障害者就業・生活支援センターが司会進行でネットワークをやりながら、会議をしながら、みえ障がい者共生社会づくりプランの中にある障がい者の一般就労の数をどうやって上げていくのかというのを課題として上げて検討する会議でした。

久しぶりにこれはだめな会議やなというのをまざまざと感じさせていただきました。これ、主催は障害者就業・生活支援センターがやっています。県の方も、ちょっと遅れてなんですけど来られました。

それで、まさにこれは、障がい者の就労という、ここの一つのセーフティネットだと思うんですけども、そこをしていこうというネットワークの会議が、司会者から促されても意見が出てこない。司会者のほうから今回3年後を目指して障がい者の一般就労を倍にしていきたいと思いますというような提案をするんですが、それに対してもどなたも発言をされない。

この場所には、昨日の会議で初めて、A型の事業所も初めて呼ばれて、三泗地域のA型事業所が全部、欠席された事業所もありましたが、来ていた。ここまで関係者がそろっていたネットワークの会議で全く会議が進まない。促されて促されて発言をされていく。

何でこういう状況が起こるのかなとずっと僕もいらいらしながら聞いていた2時間の会議でしたけれども、県の方はちょっと1時間ぐらい遅れてみえたんですけど、終始発言がなかった。

これ、県が今進めようとしている障がい者の一般就労の数を増やそうというこれは、県のやっぱりミッションなんですよね。そのときに、担当者から一言もなく、障害者就業・生活支援センターがどれだけ増やしましょうと言っても、A型の事業所や就労移行业務所は今の目の前の業務をやるだけなので大変なわけですよね。一般就労を増やしましょうと言ってもA型の方に

とってみるとそれはちょっと私らでは無理ですわと突き返されているという
ような状況なんですね。

その県の方が遅れてみえたのは、僕はしようがないと思うし、仕事もあつた
と思うんですが、やっぱり僕は、こういうときに県の担当者の方はその会
議を仕切るぐらいの熱弁を振るっていただいて、この関係者の皆さんに県の
ミッションをやっぱり伝えるべきなのかなと、そういうパッションが感じな
かったんです。

子ども・家庭局長にちょっとお聞きしたいんですけど、例えばこの子ども
スマイルプラン推進本部会議があるときに、子ども・家庭局長はもう、まさ
にこの三重県の貧困家庭、1人でも救っていきたいという、そういう強い
ミッションとパッションを持ってこの会議に臨まれているのか。そして、庁
内でも職員の皆さんに、貧困対策についての打ち合わせ会議があるときに、
それをしっかりと、ミッションを伝えていきますかという、ちょっとこれ、通
告にないんですけど、ちょっとまずお聞きしたいなと思うんですけど、どう
ですか。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 私どもの所管します会議に内部
の会議もありますし、有識者のいろんな外部の来ていただく会議もあります
けれども、なるべく私はそういった思いで、特に外部の会議の場合は挨拶等
でお話しさせていただくことも多いんですけども、それにつきましてもか
なり自分の思いを伝えながらやっているつもりでございますし、また、参加
者の方につきましても、なるべく多くの方が数多く発言していただくよう
な形で会議の運営をしながら、会議が活性化するような形で取り組ませてい
ただいていると思っております。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ちょっと思いを込めて質問をしてしまったのでふわっと
したやりとりになってしまったんですけど、やっぱり、例えば先ほどの不登
校にしてもそうなんですけど、1903人の不登校の方がいると、これをやっぱ
り1人でも減らしていくんだという、その会議に集まっている皆さんが2

時間なら2時間、しっかりと課題解決をするためにやっていくんだという強い思いをやっぱりこういった会議で発言して臨んでいただかないと、幾らネットワークをやっていきますというふうな体制をつくっていきますという話をしても、やっぱり進んでいかないのかなというふうに思いますので、今後、また私もふらっと、いろいろ聞かせていただいたこのネットワークの会議に、傍聴もさせていただこうと思いますけれども、先ほど子ども・家庭局長からそういう御答弁をいただいたので、しっかりとそこはやっていただいているんだろうなというふうに思いをいたしますので、これ、引き続きこの問題は追いかけていきたいなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いをします。

それでは、ちょっと時間がないので、先、進ませていただいて、クラウドファンディングの活用について質問をさせていただきたいなというふうに思います。

これも、冒頭にお聞きした協創の取組、まさにこのクラウドファンディングについては協創の取組がやっぱりかかわってくるのかなというふうに思いますので、その点をまたお聞きしたいと思います。

まず、その前に、会場やテレビの皆さんもクラウドファンディングというのは何なのかというのがわからない方もいるので、ちょっと簡潔に説明をしたいと思います。

ちょうど昨年の、また、この一般質問の場で中西前議員も質問されていましてので重複になるとは思いますが、簡単に説明をさせていただきますと、群衆というのを意味するクラウドと資金調達を意味するファンディングの造語ということでありまして、インターネットを利用して事業に賛同した不特定多数の人から小口のお金を集めるというのがこの取組であります。

午前中に小島議員のほうから質問があったS I B、ソーシャル・インパクト・ボンド、これも、これの取組の中にクラウドファンディングを入れ込んでいくこともできると思うんですけども、どちらかというところソーシャル・インパクト・ボンドは行政がやっていこうとする行政主体の取組だと思いま

すが、クラウドファンディングはどちらかというとなPOとか社会活動をしている団体が主で寄附金を集めることへの支援ということを私はお聞きしたいなというふうに思います。

NPOをはじめとする社会活動をする団体というのを、最近総じて、CSO、シビル・ソサエティー・オーガナイゼーションというふうにいいます。日本語に訳すと市民社会組織といえますのでちょっとそういう名前でも言わせていただきますが、そのCSO、そういう社会活動をする団体への支援にこのクラウドファンディングが使えないかということで質問させていただきたいというふうに思います。

先ほども指摘をした行財政改革の取組でも、県民力拡大支援ですとか県民力発揮支援を県はやっていくというふうに話をさせていただいていますので、その一環として取り組んでいただけないかということでもあります。

その前に、まず他県の事例を少し紹介させていただきますけれども、（パネルを示す）これ、佐賀県のホームページにあります。お手元の資料をごらんいただければと思うんですけども、この「さがCSOポータル」、上にもありますね、CSO、市民社会組織活動というふうに書いてありますが、佐賀県はCSOポータルというふうな、CSO団体を支援するサイトを立ち上げておまして、その中にネットでの寄附も受け付けています。

これはそれぞれ、こういうNPO法人森林をつくろうとか、各いろんなCSOの推進機構ですとか各NPO法人、これをクリックするとそのサイトの寄附ページに飛んでいって寄附を受け入れるというふうな紹介のページになっています。

それぞれ、このチャリティ・プラットフォームとか、これは、それぞれのそういう寄附を集めるプラットフォームにするサイトがさらに立ち上がってきていますので、NPOはそのプラットフォームになるホームページにアップをすることはもうしているんです。

三重県の中でもこれはしているんですが、こういった県のホームページの中にクラウドファンディングとして一つまとめていくことができないかとい

うことでありますし、佐賀県はさらに進んで、（パネルを示す）これはちょっと字が細くなりますけど、「ふるさとチョイス」という、これもプラットフォームのホームページでありますけれども、ふるさと納税をするサイトでありますけれども、そのふるさと納税を支援するサイトの中にこういうNPO支援のページもありまして、ふるさと納税をして、物品を、産品をもらうというやり方もあります、産品はもらえないんだけどミッションに対してお金を払いましょうという寄附のページもつくっております。右隅には佐賀県のNPOの取組を書いておりますけれども、こういった形でお金を集めることで、そのうちの手数料を抜いた分をNPOに渡して支援をするというような、佐賀県、取組をしておりますけれども、三重県も同じようにというか、こういった形の取組ができないのかなというふうに思います。

かといって、NPOもたくさんありますし、いろんな活動している団体ありますので、全てに対して支援をしていくというのはなかなか難しいと思いますので、その中で、公を担う活動の一部をやっているNPO、例えば動物愛護の取組をやっているNPOですとか、子育て支援ですとか、先ほど知事も幾つか課題を言っていました買い物難民支援ですとか、地域包括ケアシステム、これを地域で取り組んでいるような団体、犯罪被害者支援をしている団体、難病支援、先ほど佐賀県の事例は難病支援でしたが、こういう公の担う活動の一部に取り組んでいるNPOで、そのNPOの認知度のアップや信用力を高めることになるのであれば、県が県のサイトで、そこを誘導口としてこういった寄附を集めていくということも必要なのではないかというふうに思いますが、こうしたCSOに対するクラウドファンディングの取組を県は今どのように考えておられるのかお聞かせください。

〔高沖芳寿環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（高沖芳寿） 私のほうからは、NPOの資金調達につきまして、クラウドファンディングを活用できるように県としても支援をという、その立場から答えさせていただきます。

県内の特定非営利活動法人、NPO法人ですけれども、8月末現在ですけ

れども、698法人がありまして、徐々に増えてきている状況でございます。

しかしながら、その多くは財政基盤が非常に弱いということで、資金調達
が法人運営上の大きな課題の一つという認識はしっかりと持っております。

こうした課題解決に少しでも役立てるということで、専門講師を招きまし
て、NPO法人等を対象としたNPOグレードアップセミナーというのを、
平成25年度からでございますけれども開催しております。みえ県民交流セン
ター、アスト津にございますけれども、そこで開催をしております。

このセミナーは、NPO法人に関する制度改正や様々な資金調達の方法等、
ニーズに応じたテーマを設定して行っておるわけございまして、本年度も
既に9月から3回にわたってこのセミナーを開催しております。

もう既に2回開催をいたしまして、「NPOの資金調達を考える」という、
トータルではそういう題でございまして、まず1回目はクラウドファンディ
ングの内容で、そのノウハウ、あるいはその具体的な活用事例等を紹介いた
しました。さらに、2回目、助成金、3回目については融資をテーマにして、
2回は開催をいたしまして、3回目は10月に融資をテーマとして、いずれも
資金調達に関する内容で開催をすることといたしております。

直接御質問ではないんですけれども、今回、中小企業信用保険法も改正を
されまして、地域貢献をしている一定のNPO法人、これに対しては、中小
企業と同じように、信用保証制度、これを10月1日から利用できるよ
うになるということで、NPO法人への融資、これについては促進されるよ
うな環境整備ができました。

先日、8月ですけれども、金融機関の職員を対象にしました勉強会を、雇
用経済部や関係機関と連携しながら開催いたしました。

今後も引き続き、NPO法人、これの運営基盤の強化、それから資金調達
につきましましては、課題解決ということで役立てていただきたいということで、
NPOを取り巻くトレンドを把握してニーズに応じた効果的なセミナーを開
催するとともに、関係機関、団体等と連携しながら必要な情報提供等に努め
たい。

それで、全体として、県として、NPO等を、先ほど市民社会組織という言葉が使われましたけれども、その全体に対して、NPOを含めてどういう支援ができるかについては、関係部局と連携して県が取り組むべきことについてはしっかりと取り組んでいくように検討したいと思っておりますので、今後しっかりと検討したいということでございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

先ほどの中川議員の質問のときも、廣田雇用経済部長は中小企業向けにはクラウドファンディングのセミナーをしているということで、NPOに対しても、これはそのセミナー等々で、資金調達の一つの方策として恐らくクラウドファンディングがあるよということは多分そのセミナーの中ではされているのかなというふうに思いますけれども、既にこうした先行事例として取り組んでいる自治体、都道府県もありますのでぜひここは進めていきたいというふうに思っているんですが、先ほどのソーシャル・インパクト・ボンドでは知事は積極的に研究をしているということでありましたけれども、このこと、さっきも言ったように連携ができる、連携ができる部分もありますので、このクラウドファンディングについて、先ほどの環境生活部長の答弁では前進しているのか前進していないのかちょっとよくわからないので、この辺、ちょっと知事からの思いも聞かせていただけますでしょうか。

○知事（鈴木英敬） クラウドファンディングは大分事例も増えてきましたので、その事例をしっかりと研究して活用していただけるようにしたいと思います。

CSO、あるいはNPO、私もすごいやんかトークとかで主体的に頑張っていた皆さんの熱い思いを聞いていますので、そういうのを肌で感じているところであります。

一方で、NPOやCSOは、行政に手とり足とりいろいろやってもらってではなくて独立性があるところにやっぱりその立場や意味というものもあると思いますから、何でもかんでも手とり足とりというのではなくて、こういう

活用事例があるよ、あるいは、人材育成、こうですね、あるいは環境づくりはこんなことができますよというようなことの積極的な情報とかかわり、特に、平成26年度だったと思いますけど、大体700ぐらいNPOがあるんですが、環境生活部に全部回ってこいと。700ぐらいだったら全部回れるから全部回ってこいと。当然住所不定みたいのもありましたけれども、基本的に全部アプローチして、その結果、「『新しい公共』のヒント集」といういろんな活動を書いたやつをやりましたので、県としてはそういう、こっちからも、アウトリーチじゃないですけど、どんどんどんどん積極的に働きかけて関係づくりをしていく中で、技術的支援とか専門的な支援をしながら、彼らの独立性とかを守っていきながら、公共で役割を果たしてもらおう、そんなことの一環としてクラウドファンディングを研究してやっていきたいと思います。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番(芳野正英) ありがとうございます。

確かに、私も実はNPO法人の理事をやっていますし、もともと市議会議員になる前はそういうNPO活動も結構積極的に、市議会議員になった後もですけども、やっています。

その中で皆さんは、お金ない、お金ないと、こういうのは行政で何とかならんやろうかとよく相談を受けます、私も。そのときに、何でもかんでもすぐにお問い合わせに行ったりとか、補助金をつけてくれというような依頼の仕方というのはやっぱりよくないのかな。知事のおっしゃるような協創ということを考えると、CSOの側も自分たちでは何ができるのかということは考えていかなきゃいけないのかな。

その中で私は、おっしゃるようなクラウドファンディングの、佐賀県のようにホームページ上に掲載してもらおうとか、プラットホームのところ県と一緒に出していくということぐらいは協創なんじゃないのかなというふうには思います。

多分、ちょっとその辺は若干、知事との温度差があるのかな、向いている方向は一緒だけれども、どこまでの支援かという部分ではちょっと差がある

なというふうには感じさせてもらいました。

なるべくこれを進めていただきたいなというふうに思いますし、なぜかという、先ほどの佐賀県の事例もそうなんですけれども、県がこういうCSO団体に対して支援をしているということで、まるで企業のCSIのように、この県は本当に協創の部分と一緒にやってるんだというのを県外にも発信ができるという一つの方策なんじゃないのかなというところと、やっぱりクラウドファンディングというのは、群衆、大衆、多くの皆さんから小口のお金を集めるということなんですが、寄附をしていただく市民の皆さんはそのNPOに寄附をすることで地域課題を考えてもらうということにつながるんだろうなというふうに思います。

先ほど示させていただいた佐賀県のところ、(パネルを示す)難病のやつなんか、実はちょっと、これ、ホームページをちょっと切り取っちゃったんですけど、下に寄附した方のコメントがあるんです。そうすると、1型の糖尿病、こういう難病があるのを知りませんでしたと、この寄附をきっかけにこういうことを知ることができましたというような、いろんな応援コメントが入っていたりするんですね。

そうすると、そういったものに支援している県というよさ、CSI的な県の発信力にもなると思いますし、寄附をしていただいた方には地域の課題を間近に触れてもらえて、自分でも2000円、3000円の寄附でそういった支援ができるというよさ、そして、寄附を受ける団体はもちろんそれで自己資金が持てると。

先ほど環境生活部長の答弁では、信用保証、確かに広がってきてはいますが、信用保証ですので、やっぱりあくまで借金ですので、自己資金としてのクラウドファンディングによった寄附が得られることで団体も進めていけるということで、三方得かなというふうには思っておりますので、ぜひ進めていただきたいなということをお願いして、最後の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

今までは豊かさですとか協創の部分をお話しさせていただきましたが、少

しちょっと観点が変わりまして、国家機関の地方移転ということで質問をさせていただきたいというふうに思いますけれども、ちょうどこの9月にも締め切られた、国からの国家機関の移転の部分でございますけれども、三重県としては、目玉、新聞に載っているのは気象庁の移転ということを出されています。それ以外にもたくさん出していただいています。まず、その気象庁に関しては、一部機関というふうに報道もされていますので、大体その気象庁の中にあるこういった機関の誘致を提案したのかというちょっと詳細を教えてくださいたいのと、これはなかなか、今、新聞報道によりますと、中央官庁も抵抗がもう早速に見られているようでありますが、私はこれはぜひ進めるべきことなんだというふうに思っていますので、もし、この先どうなるかわかりませんが、その見通しと、それから、もし第2次、第3次とこういった地方機関の移転がある場合、今回いろいろ各市町にも、この国家機関の地方移転について要望があった場合も、各市町も突然のことでなかなか準備もなく自分たちで用地も探してというので、なかなか最適な部分が、100%の回答ができなかったというふうに四日市市なんかも言っていますけれども、第2次、第3次があれば、こういった部分を引き続き提案していきたいと思っている市町もあるでしょうし、そういった部分に対して知事としてもどういうふうな発信をされていかれるのか、さらには、全国知事会も国に対して要望を引き続きされているということではあります。そういった形でその要望をしていくおつもりか、国に対して、この点をお聞かせいただきたいというふうに思います。

〔竹内 望戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（竹内 望） 政府機関の移転に関して御質問をいただきました。

国のほうでは、過度の東京一極集中を是正する、地方における仕事と人の好循環の促進、こういったことを目的に、政府関係機関の地方移転について、道府県等から提案を募集したということでございます。

本県につきましては、今回の募集に際しまして、現在注力している政策の

より一層の推進、あるいは、本県が抱えます課題の解決につなげる、こういった趣旨で、今回、気象庁、それから、独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）など、九つの機関の誘致を提案させていただきました。

このうち気象庁につきましては、現在、本県で様々なインフラの整備、更新、あるいは、みえ防災・減災センターを活用した地域防災力の向上、こういったことを産学官で進めているということで、気象庁の移転によりまして、本県が気象や様々な災害に対する観測・研究拠点となることを目指して提案をしたということでございます。

気象庁につきましては、国におけます危機管理等の観点から、首相官邸等に緊急参集する必要のある部門及び火山に対応する部門、こういったものを除いて、一括して移転してほしいというふうに申し上げております。

今回、市町と一緒にやらせてもらったんですけれども、九つの機関の誘致の提案に当たりまして市町の意向を確認させていただいて、誘致の意向を示していただきました七つの市と、移転によります地域への効果、あるいは誘致する機関の機能の確保、こういった観点から一緒になって検討を進めてまいりました。

あわせて、受け入れのための整備条件でございます誘致先の予定地、あるいは施設、あるいは職員の居住環境の確保、こういったことについて、国への提案に向けて、県と市が一体となって検討し取りまとめてまいりました。

今後の方針ですけれども、国におきましては、提案している各団体、あるいは関係する政府の機関等からヒアリングを実施する、あるいは、有識者会議が設置されておりますので、そこでの意見聴取を行った上で、本年度末までには基本方針を定めるというふうな予定でございます。

本県といたしましては、関係する七つの市と連携いたしまして、様々な機会、方法を活用して、本県への移転の狙い、あるいは目的、あるいは効果、国にとってのメリット、こういったこともしっかりとアピールをして、提案の内容の実現に努めていきたいというふうに思っております。

それから、再び募集という話もいただきました。政府関係機関のこの地方

移転につきましては、今後も今回1回で終わることなく、国の戦略として継続してぜひ検討してほしいということで、全国知事会等を通じまして国へ提言をしているところなんですけれども、来年度以降、再び募集が行われるような状況があれば、もしそういう状況があればより多くの市町から御提案をいただけますように、県としては市町と情報共有、あるいは調整を図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

気象庁については、危機管理部門と火山の調査部門を除く部門ということは、何%というのはわかりませんが、かなりの部分をそうすると気象庁として、してもらったというふうに捉えていいのかなというのをまた後でちょっと確認させていただきたいのと、全国知事会のほうで要望していただいている部分で、これは毎年全国知事会の会議もあると思うんですが、継続的に要望をしていただきたいなというふうに思うんですが、その点、まず、それと気象庁の部分だけちょっと教えていただけますでしょうか。その確認ですけれども。

○戦略企画部長（竹内 望） 気象庁の組織全体の中で、まず本庁の部分につきまして、今回いわゆる危機管理対応を除くという形でお願いをしているんですけれども、気象庁自体は、総務部、予報部、観測部、地震火山部、それから地球環境・海洋部という五つの部がございます。

実は気象庁へ行って、私もいろいろお話をしたんですけれども、どこの部分がいわゆる危機管理部門なんだということは、気象庁としてはいわゆる全てが危機管理部門なんだというふうなお話をいただきまして、明確にそれを切り分けるというのは非常に難しいというふうな中でお話をさせてきていただいたところでございます。

したがって、何%が云々というのは非常に難しいのかなというふうには思っております。

以上です。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） なかなかこの辺は各省庁としても難しいのかなというふうに思いますが、せつかく手を挙げて、国としても肝いりの政策でありますので、より少しでも多くの省庁についての移転を希望していただきたいと思えますし、知事においては毎年の全国知事会において、この地方への移転をぜひ実現をしていただきたいなというふうに思えます。

一度、非公式の場でもありましたけどJOGMECの、ぜひ四日市市へ誘致をしてほしいと、私も市議会のときから、メタンハイドレードの活用、開発については力を入れていきたいなというふうに思っていました。

今回は志摩市が手を挙げていただいたのでちょっと半分うれしいぐらいかなと思っていますが、志摩市と四日市市という両方ともできるのかなとも思えますので、この点、全国知事会のほうで毎年要望していくという部分についての点について所見をいただきたいというふうに思えます。

○知事（鈴木英敬） まず、今回提案した九つについては、1個でも一部でも多く実現できるように、これから働きかけをしていきたいと思えます。

一方で、先ほど芳野議員も幾つか触れていただきましたけれども、国の各省庁の対応、けしからん部分が結構ありました。極めて消極的。我々がヒアリングで呼ばれて、事務的に行って、そしたら、移転費用の百数十億円、あんなたち、出してくださいとか、そんなひどいことを言ってきたりとか、〇〇庁と連携しないといけないからうちだけ行けないんですわとか、相当ひどい、我々も、ほんまにこれ、できるのかなと、全部、1回目、ふたをあけたらゼロと違うかというような、うちだけじゃなくて全県、全国がそうになっているんじゃないかというふうに思っていますので、そもそものやり方から、次の2回目、3回目というときには、同じやり方じゃなくて、もっと国も腹を据えて、俺らはやると、こういうパッケージで、全部の機関は対象には、できやんけれども、この2割のこのパッケージだけは絶対にどこかの地へ移すぐらいの国の覚悟も問いながら、その提言の仕方そのものも含めて、次回

以降もあるように、しかし今回も、1個でも一部でもとれるようにしっかり頑張っていきたいと思います。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。強いリーダーシップを持ってやっていただきたいというふうに思います。

多分、官邸のほうでは地方移転を進めたいという思いがありながら、やはり担当する省庁においては、多分そこは消極的にならざるを得ないのかなという構造が透けて見えますけれども、これは中央省庁にお勤めの経験のある知事はぜひその突破力を期待していきたいなというふうに思います。

今日はちょっと私も初めての質問で早口にもなってしまいました、ちょっと突っ込み不足なところもあると思います。もう少し時間配分を考えてやればよかったかなと思うんですけども、特に今日、私が実はこういう質問を選ばせていただいたのも、一番初めの質問であります。

私自身が地方議員としてやっていく上でやはり、知事も現場目線ということをおっしゃっていましたが、現場目線でしっかりと行政と県民をつなぐ、その間を、我々地方議員は行政と県民のそれぞれのかすがいのような形でつないでいくのが我々の役割かなというふうに思いますし、地方分権に関しては、やはり地方創生の話もありますが、地方分権にはまだまだ果てしない道ではありますが、一步でもそれを近づけていく、この二つが、私自身が市議会議員、そして今、県議会議員としてやっている中での本分だなというふうに思っておりますので、そのことを表明するために質問をさせていただきました。

県の職員の皆さんにはぜひ、ネットワークのところでお話をさせていただいた、よくミッションとパッションとアクションだというふうに言いますけれども、ミッションを持って、ネットワークの、昨日、私が出たような会議で、一言も、県の職員、話をしないというような寂しいことではなくて、しっかりと主導していくような職員の皆さんに、なっていただくとおっしゃるものがおこがましいのであれなんですけれども、そういった意識を忘れずに仕事に

取り組んでいただきたいということを最後にお願いしまして、少し時間が余りましたけれども、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件あります。

小島智子議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。8番 稲森稔尚議員。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。

それでは、通告に従いまして関連質問を始めさせていただきたいと思えます。伊賀市選出、草の根運動みえの稲森稔尚です。

今日の小島議員の、多様性をさらに強みにということでLGBTについて御質問されました。この一般質問をぶち壊しにならないように精いっぱい質問させていただきたいと思えますので、御答弁、よろしく願いいたします。

LGBTと教科書について、それから、LGBTと自殺対策についてということで2点お伺いをいたします。

LGBT、性的少数者である、学校現場の対応については、文部科学省が今年4月、性同一性障がいをはじめとする性別違和や性的指向など、多様な性のあり方についてきめ細かな対応を求める通知を全国都道府県の教育委員会に出しているところです。

また、三重県におきましても、教職員向けの研修ですとか様々な人権教育の中で、性の多様性について理解を深める取組が行われているということでもあります。

その上で、現在、県内の学校の保健体育の授業で取り扱われております教科書とLGBTの子どもたちへの対応についてお伺いをしたいと思います。

さきの一般質問でもお話もしましたし、小島議員からもありましたけれども、LGBTは電通ダイバシティ・ラボの調査では7.6%いらっしゃるという調査結果がある中ではあるんですけれども、その存在が見えにくく社会的な理解が進んでいないことが課題であるというふうに思っています。

特に自らの性別や性的指向に周囲との違和感を覚える小学校の高学年や中学校での対応によっては、安心して学校生活を送れるかどうか、自らの自尊心を傷つけることがないか、これは、ひいては命の問題にもつながりかねないというふうに思っています。

具体的に、保健体育の教科書、どういうふうになっているかということなんですけれども、特に思春期における心や体の変化について次のような記述があります。二つの出版社の教科書の抜粋したところを御紹介するんですけれども、一つ目が、これ、中学校で使われている教科書なんですけれども、異性に関心を持ち、好きだと思ふ気持ちは、心を豊かにしたり、毎日を生き生きと過ごす活力を与えてくれたりする面があります、異性とよい関係を築くためには、男子と女子とでは性に対する考え方や行動が異なることをお互いに十分理解することが大切だとあります。別の教科書には、思春期になると心の面でも変化が起こってきます、自分が異性からどのように見られているか、異性の目が気になったり、性についても様々なことを知りたくなってきます、また、異性とふれあいたいなど、異性への関心も高まってきますというふうにあります。

このように、性的少数者に関する記述は一切ないというのが現状です。多くがそうであったとしても、少数者の方が存在しないかのように断定してしまう、この授業をもし性的マイノリティーの子どもたちが受けたとしたら、教室の中でどういう心情、どんな気持ちになると教育長はお考えでしょうか。教育長の御所見を伺いたいと思います。

○教育長（山口千代己） 議員から、中学、高校の保健体育の教科書には、性に関する内容として、異性の尊重、心と体のかかわりなどの記載があるけれども、LGBTに関する記載はありませんという話もございました。

一方で、男女必修である高校家庭の一部の教科書には、性のあり方は個人によって様々であり、それを受け入れ、友達と語り合うことが重要であるなどの記載や、高校公民の現代社会の一部の教科書においても、性同一障がい者や同性愛者への偏見や差別は根強いなどの記載がございます。

そこで、議員からの提案のございました保健体育の教科書におけるLGBTの取り扱いにつきましては、本年4月30日に文部科学省から性同一障がいに係る対応についての通知が発出されたことを契機といたしまして、文部科学省が主催いたします全国学校体育担当指導主事研究協議会など様々なレベルにおきまして、国の教科調査官に、本県の現状とか課題、あるいはLGBTの子どもたちのための施策を何とか教科書にも盛り込めないかということについて意見を申し述べるなど、粘り強く働きかけてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、一人ひとりの子どもたちが個性があるということを基本に据えてまいりたいと思っております。

以上です。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） わかりました。

午前中、小島議員からも少しあったんですけども、やはりこの保健体育の教科書は少しおかしいよねという声が学校の先生方とか実際に当事者の方からもありまして、その教科書にチェックをして訂正版をつくらうという動きがありまして、実は昨日、その先生の方からファクスを送っていただいたんですけども、（紙を示す）例えば体つき一つとっても、全ての男性ががっちりして大きくなったり、女性が丸みを帯びてということなんですけども、男性であっても小柄な人もいれば、ホルモンのバランスとかでいろんな治療をされている方もいるよとか、そういういろんな性の多様性があるんだよという、こういう注釈を入れた授業を実際にやられたと、多気郡のほうでもやられたというふうにも聞いています。

実際に、教科書にも間違っていることがあるんだよ、正しくないことがあるんだよということ子どもたちと一緒に学び合って、いろんな性のあり方があるんだよというふうな学びを実際にやられたというふうにも聞いています。

こういう取組をぜひ皆さんで共有していただいて、ぜひ教科書や学習指導要領の中の見直しがやはり必要だと思いますので、その辺、しっかり

と取り組んでいただきたいと思います。

それから、自殺対策なんですけれども、県内の自殺の傾向ですとか状況、それから、LGBTと自殺の関係についてどういうふうに捉えているか、答弁を求めます。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 三重県の自殺者数でございますけれども、毎年350人前後で推移している中で近年は減少傾向にございまして、平成26年は310名となっております。

その内訳でございますけれども、50歳代を中心とした高齢者に多いということがあります。また、原因・動機別では健康問題が圧倒的に多く、中でも鬱病等の精神的な健康問題が一番多くなっております。

なお、LGBTを含めた性的マイノリティーの把握は行っておりませんが、相談事業を県で行っている中で、年に数件程度、御相談があるというふうに伺っております。

以上でございます。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） LGBTの自殺の傾向とか、一般的に言われていること、御存じですか。どうでしょうか。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） LGBTの方は一般の方に比べて自殺の傾向が高いというようなデータがとられていることは承知しております。

以上でございます。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 宝塚大学の日高先生という方の調査では、これは男性のLGBTの方について調査をしたら、自殺率は6倍という、そういう調査結果もあるということを踏まえて、これは社会全体で解決をしていかなければいけない、自殺というのは社会的な要因が積み重なっているという前提でお話をしたいんですけれども、県の計画にも、自殺対策の行動計画の中にも取組として、若年層、中高年、高齢者を世代別の取組として設定されておま

すけれども、やはりこの中に、国の自殺総合対策大綱、2012年に見直された中でも重点項目の中に、LGBTはじめ、ひきこもりや児童虐待や、いろんな重点項目、盛り込まれていますので、こういったことを盛り込んでいただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） LGBTを含みます性的マイノリティーにつきまして個別の取組は行っておりませんが、県の自殺対策事業の中で、先ほど申しあげました相談事業等、取組をしていきたいと思えます。

個別に取り上げるかどうかは別として、今後、全庁的に関係部局とも連携しながら、この方策については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 終わります。ありがとうございました。

○副議長（中森博文） 次に、芳野正英議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。25番 杉本熊野議員。

〔25番 杉本熊野議員登壇〕

○25番（杉本熊野） お疲れのところ、よろしく願いいたします。新政みえ、津市選出の杉本熊野です。

芳野議員の質問に関連いたしまして、三重県子どもの貧困対策計画（仮称）について質問をさせていただきます。

昨年の9月定例会議で取り上げさせていただき、計画をつくるという御答弁を知事のほうからいただき、私、3月の質疑でも、特に計画を進めるに当たっては、経済的な貧困は子どもたちから何を奪うのかということについてもぜひ実態調査をする中で明らかにしてほしいと、子どもの貧困とは何かについて御検討をということをお願いさせていただきました。

そのことが、今回、今、策定を進めていただいておりますので、どういう状況にあるのかということと、計画策定に当たっては実態調査をぜひやっていただきたいと。その実態調査については、いろんな部局にわたるので連携をして進めていただきたいということを要望させていただいたところです。

それで、実態調査における他部局との連携についてお伺いをしたいと思います。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 実態調査につきましては、子どもの貧困につきましては見えにくくわかりにくいということから、一律のアンケート調査のような統計的な調査ということではなしに、かなり細かく踏み込んだ把握が必要であるということで、聞き取り調査を中心に実施させていただきました。

その中では、事例としては35事例調査させていただきましたけれども、福祉関係機関でありますとか、あるいは医療機関、または学校といったようなところも非常に関係してまいりますので、そういった機関に対しまして聞き取り調査を1件当たり1時間半ぐらい時間をかけて調査をしたところでございます。

〔25番 杉本熊野議員登壇〕

○25番（杉本熊野） 貧困の捉え方についての御答弁がありません。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 失礼しました。

貧困の捉え方でございますけれども、貧困の捉え方は非常に様々な考えがありまして、非常に難しかったところではございます。

内部的な議論もあり、また、外部の方からも意見を聞きながら整理をしてきたところではございますが、貧困の捉え方としては、今の時点では、経済的困難に起因して発生する様々な課題、これは、具体的には、病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、進学機会の喪失などを子どもが抱えている状況ということを貧困ということで捉えまして、三重県子どもの貧困対策計画（仮称）骨子案の中に整理させていただいているというところでございます。

〔25番 杉本熊野議員登壇〕

○25番（杉本熊野） 貧困の捉え方については事例を聞き取りながら、丁寧に拾い上げていただいたなというふうに思っています。

でも、やっぱりその中身を見ると、福祉だけでは無理というか、こういっ

た状況があらわれてくるのは学校であったり、保育所であったり、幼稚園であったり、そういうところでその状況を把握することができる。だからこそ、教育施策大綱では学校をプラットホームとした子どもの貧困対策の展開というところが大きく位置づけられているんだろうと思います。

なので、私はこの子ども貧困対策は部局間の連携が非常に重要だと思いますし、やっているという御説明を先ほどの芳野議員の御答弁でもあったんですけれども、私は不十分だというふうに思っております。

例えば、先ほど不登校の事例を挙げていただきました。1903人、高校は917人、約3000人不登校がありますけれども、先日9月11日に三重県の調査結果、いただきました。けれども、この不登校の調査結果に貧困との関連を考察しているところはありません。依然として、不安定な情緒的混乱、無気力、親子関係などが不登校のきっかけの上位に上がっています。貧困という言葉はありません。

もともと文部科学省の調査であるということは、私、十分わかっているんですが、子どもの貧困を議論している今だからこそ、やっぱり貧困について触れてほしかった。三重県の不登校の調査結果はそのことに触れてほしかった。

というのは、貧困と不登校の関連性というのはいろんなところで指摘をされているところですので、ほかのところも、ほかの項目も指摘をされているところですので、やっぱりそういったところが連携の中でこれからもっと進めていただきたいなというふうに思っているところです。

県教育委員会だけではなくて、関係機関、医療を挙げていただきましたけれども、もっと様々なところとの連携をお願いしたいと思っています。

チャイルドラインが先日、2014年度の年次報告を出していただきました。(冊子を示す) それを見ましたら、やっぱりチャイルドラインの年次報告に、子どもたちは貧困ですなどは明言しません、しかし、会話から推測するとき、そこにつながっていく課題を拾い出すことが多くなったと感じていますという報告になっています。

具体的な事例も書いてあります。今日は時間がないので紹介しませんけれ

ども、その中で、チャイルドラインは、こどもほっとダイヤルは、電話相談なので聞くだけしかできやん、でも、聞いていて、やっぱり今この瞬間に身を寄せ、安らげる居場所の役割が欲しい、それが必要、子どもが駆け込めるシェルターが欲しいと痛感しますというのがチャイルドラインの報告です。

私は、やっぱりこういうところも拾っていただきたいし、自殺予防のいのちの電話に年間251件の10代の子どもたちが電話をかけています。

そういったところもぜひきめ細かに実態を拾いながら、やっぱり施策につなげて行ってほしい。どんな実態を拾うかが施策につながるんだというふうに思っています。

そういうふうに思いながら、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）、見せていただきましたが、（冊子を示す）子どもの貧困対策計画という文字は一文字もありません。一文字もありません。教育関係には子ども貧困という文字すらありません。少子化対策の中の子育て支援の中に子どもの貧困対策の推進という言葉があります。計画という言葉はありません。その中には、今までやってきた事業が今のところは並んでいるだけなんです。

私は、先ほど子ども・家庭局長のほうで芳野議員の御質問に、ミッションもパッションもあると、思いはあるとお答えいただいたんですが、（冊子を示す）この中にはミッションもパッションも感じられませんので、ぜひ今後つなげていただきたいと思うんですけれども、このままなんですか。いかがでしょうか。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）中間案ということでございますので、今後、議員の御意見も踏まえ、子ども貧困対策計画もこれから、今現在骨子案でございますので、そういった中に具体的な取組とかも盛り込んでいくということとしておりますので、そういったこととあわせてさらに充実していくような形で取り組んでいきたいと思っております。

〔25番 杉本熊野議員登壇〕

○25番（杉本熊野） どうぞよろしく願いいたします。期待をしております。

最後に、知事へ要望させていただきたいと思います。

子ども貧困対策は子育て支援策ではなく子ども施策だと思っんです。子ども施策だと思っんです。子育て支援ではないというふうに私は思っています。

子育ても子育て支援も、かつては家族の問題、私ごとの問題でした。それが、やっぱり社会の問題、社会全体で支援する必要があると社会化されました。介護もそうです。前は家族の問題でした。家族内の問題でした。私ごとでした。それが社会全体で支え合う時代になりました。

子どもの施策が、子どもの貧困ということになったときに、やっぱり社会全体で子どもの育ちを支援していかなあかんと、私は子ども貧困対策で子どもの問題が社会化したというふうに思っているんです。そうしていかないと、やっぱり格差社会の拡大の中で子どもたちの育ちが非常に不安定である、不安である、そのことが日本の将来に大きく影響を与えるという判断だというふうに思っております。

ですので、子どもの問題が社会問題化している、社会化している、だから、子ども施策として私はこの中で（冊子を示す）立てていっていただきたいなと。

○副議長（中森博文） 申し合わせの時間が経過いたしましたので、速やかにお願いします。

○25番（杉本熊野） ありがとうございます。

以上、よろしく願いいたします。終わります。（拍手）

○副議長（中森博文） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（中森博文） お諮りいたします。明10月1日は委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中森博文） 御異議なしと認め、明10月1日は委員会の付託議案審

査等のため休会とすることに決定いたしました。

10月2日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（中森博文） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時21分散会